
令和6年第121回（定例）神河町議会会議録（第2日）

令和6年12月12日（木曜日）

議事日程（第2号）

令和6年12月12日 午前9時30分開議

日程第1 第110号議案の撤回の件

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 第110号議案の撤回の件

追加日程第1 第120号議案 令和6年度神河町一般会計補正予算（第4号）

日程第2 一般質問

出席議員（11名）

1番 小島義次	7番 松岡宣彦
2番 木村秀幸	8番 藤森正晴
3番 小寺俊輔	9番 藤原資広
4番 廣納良幸	11番 栗原廣哉
5番 安部重助	12番 澤田俊一
6番 吉岡嘉宏	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高内教男 主査 鵜野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	建設課長	藤原寿一
副町長	前田義人	地籍課長	中野友純
教育長	入江多喜夫	上下水道課長	谷 和 人
総務課長	平岡万寿夫	健康福祉課長	藤原 栄 太
総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長	黒田勝樹	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	木村弘美

税務課長	藤 原 一 宏	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	長 井 千 晴		北 川 由 美
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼事務長	高 階 正 三
	井 出 博	病院総務課長兼施設課長	
農林政策課長	前 川 穂 積		井 上 淳一朗
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事		教育課長兼給食センター所長	
	岩 田 勲		児 島 浩 司
ひと・まち・みらい課長		教育課参事兼社会教育特命参事	
	石 橋 啓 明		宮 本 公 平
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事			
	高 橋 吉 治		

午前 9 時 3 0 分開議

○議長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。それでは、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は 11 名であります。定足数に達していますので、第 121 回神河町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入る前に、本日、議会開会前に議会運営委員会を開き、議事日程について協議しましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） おはようございます。議会運営委員長の安部です。それでは、本日、本会議開会前に議会運営委員会を開催し、町長から提出されました第 110 号議案の撤回の件について、審議の方法、議事日程について協議を行いましたので、その内容を報告いたします。

議案の撤回に当たっては、会議規則第 20 条第 1 項の規定により議会の許可が必要となります。

審議については、撤回についての説明の後、許可を求めることをお願いすることとしています。

議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程第 2 号、本日の日程第 1 に第 110 号議案の撤回の件を入れております。

以上のように議事日程等について決定し、議長にお願いしております。議員各位及び説明員の方々の御理解、御協力をお願いいたします。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

続いて、12 月 6 日に開催されました総務文教常任委員会の結果報告を求めます。

藤原資広委員長。

○総務文教常任委員会委員長（藤原 資広君）　じゃ、おはようございます。9番、総務文教常任委員会委員長の藤原でございます。それでは、第110号議案、令和6年度神河町一般会計補正予算（第4号）の審査報告をいたします。

12月4日、第121回神河町議会定例会において本委員会に付託された第110号議案は、12月6日に委員会を開催し、行政成果、財政の確保、適正な事務執行、負担の公平性、費用対効果といった観点から審査を行いました。質疑終結後、討論はありませんでした。

その後の採決では可否同数となり、現状維持の原則により、私、委員長は否決と裁決し、当委員会では原案は否決することに決定いたしました。

なお、主な内容は次のとおりでございます。

会議の冒頭に、町長から定例会初日の質疑以降に、姫路に本社がある株式会社エコリングから1億円の企業版ふるさと納税が確定し、この寄附の一部もモニュメント設置の財源としたいとの申出がありました。

委員の質問により、株式会社エコリングからの寄附はモニュメント設置に特化したものではなく、公園・図書コミュニティ施設整備プロジェクト、間伐を中心とした森林再生プロジェクト、子育て環境整備プロジェクトに活用していただきたいとの思いであることを確認しました。

質疑では、本会議と同様に、債務負担行為で実施しようとする町制20周年記念事業の意義や石彫モニュメント制作の費用対効果、再考を求める質疑が相次ぎました。

なお、質疑応答の詳細につきましては会議録を御覧いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君）　総務文教常任委員長の報告が終わりました。

それでは、日程に入ります。

日程第1　第110号議案の撤回の件

○議長（澤田 俊一君）　日程第1、第110号議案の撤回の件を議題とします。

第110号議案は、令和6年度神河町一般会計補正予算（第4号）については、12月4日の定例会第1日目で町長から上程され、総務文教常任委員会に審査を付託しましたが、休会中、12月9日に町長から撤回の請求がありました。

第110号議案の撤回について説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君）　第110号議案、神河町一般会計補正予算（第4号）の撤回について御説明申し上げます。

町内外から世代を超え多くの皆様に集まっていただけるよう整備を進めている神河町図書コミュニティ公園「桜空」が神河町制20周年に当たる令和7年度7月供用開始予定です。神河町のランドマークとしての当該施設にふさわしく、そして神河町が未来に

維持継続する町としてのイメージを石彫りで表現すべく計画いたしました。しかしながら、議員各位の本会議及び付託されました総務文教常任委員会の意見を踏まえて、神河町制20周年記念事業シンボル・モニュメント制作・設置委託料について、その在り方を再考するため撤回いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 議案の撤回について説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております第110号議案の撤回の件について、議案の撤回を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第110号議案の撤回を許可することに決定しました。

ここでただいまの件について、議長として発言をさせていただきます。

中立的な立場で経過を見ていた者として一番残念であったことは、第110号議案の審査を付託された総務文教常任委員会の採決において可否同数となり、委員長裁決で否決となった後に議案の撤回請求が行われたことであります。

11月開催の産業建設常任委員会において、各委員から町制20周年記念事業のシンボル石彫モニュメントの価格やその内容について再考を強く求める意見が出されました。あわせて、同じく11月に実施された定期監査においても両名の町監査委員から石彫モニュメント制作の予算額1,100万円について、芸術的なものであり金額的なことは判断しかねるも、町の財政状況、事業規模、有効性の観点から見ると過大ではないかという見解が示されました。本来であれば、この時点で議案の内容について熟慮すべきであったと考えます。

12月4日、定例会初日の第110号議案提案後の質疑では、記念事業の意義や石彫モニュメント制作の費用対効果に対する質疑が相次ぎました。

12月6日、付託議案の審査を行う総務文教常任委員会においても同様であり、石彫モニュメント制作にかかる1,100万円の債務負担行為に対する理解を得ることができず、否決という結果に結びついたのだと考えます。

このたびの件について、町長は物事が思いどおりに運ばず、残念であると思っておられるかもしれませんが、御自身の考えと異なる考えや意見にも真摯に耳を傾け、再考する判断を適切な時期に行っていただきたかったというのが私の思いであります。

今後、町の全ての事業の企画立案に当たっては、町の財政状況、事業の意義と規模、費用対効果など慎重に考えていただきますようお願いし、私からの発言を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開を9時50分とします。

午前9時41分休憩

午前9時50分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

○議長（澤田 俊一君） 休憩中に町長より第 1 2 0 号議案、令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）が提出されました。

休憩中に議会運営委員会を開催し、本案の審議方法について協議しましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 議会運営委員長の安部です。それでは、先ほど休憩中に議会運営委員会を開催し、町長から提出されました第 1 2 0 号議案、令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）について、議案の審議方法、議事日程について協議を行いましたので、その内容を報告いたします。

議案の審議方法については、提案説明の後、質疑を行い、総務文教常任委員会の付託審査は行わず、最終日に討論、表決をお願いすることとしています。

議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程第 2 号、日程第 2 の前に提出のあった第 1 2 0 号議案、令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）を追加日程第 1 として追加し、直ちに審議いただくこととしております。

以上のように議事日程等について決定し、議長にお願いしております。議員各位及び説明員の方々の御理解、御協力をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

追加日程第 1 第 1 2 0 号議案

○議長（澤田 俊一君） お諮りします。ただいま議会運営委員長から報告のあったとおり、休憩中に町長から提出されました第 1 2 0 号議案、令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）を追加日程第 1 として直ちに日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第 1 2 0 号議案は、追加日程第 1 として直ちに日程に追加し、議題にすることに決定しました。

それでは、議事日程第 2 号の追加 1 の審議に入ります。

追加日程第 1、第 1 2 0 号議案、令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

第 1 2 0 号議案 令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（澤田 俊一君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 1 2 0 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）で、令和 6 年 1 2 月 4 日、議会定例会に提出した第 1 1 0 号議案、令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）を撤回したことにより、その内容を次のように再考し、提出するものでございます。

修正内容は、債務負担行為を追加する補正を取りやめることとし、補正予算書、債務負担行為補正及び付随する支出予定額等に関する調書を削除するものでございます。

その他におきましては、撤回させていただいた第 1 1 0 号議案の内容と同じでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,918 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 4 3 4 万 6,000 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

8 番、藤森議員。

○議員（8 番 藤森 正晴君） 8 番、藤森です。この 1 2 0 号議案、先ほど町長が言われたように、第 1 1 0 号議案の中の 2 0 周年記念のモニュメント等についての削除した議案であると。委員会でこの件について否決となったということは、今まで私、思うのにこういう補正もついた、単独であれば別なんですけれど、ついた議案で委員会で否決ということは考えられない事態じゃなかったと思うんです。多分こういう、この件についても否決じゃないんですから、委員会で否決となったこと自体がちょっと異例と思います。

それといろいろと本会議、また委員会の中でも意見の出ながらこういう形になったということは、どういう形で町長、受け止めておられるのか。先ほど議長が最後に述べられた意見にも含めて、どういうように受けられてるのか、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 藤森議員の質問にお答えさせていただきます。

第 1 1 0 号議案では撤回をさせていただいた、その内容は先ほども申し上げたとおりでございます。債務負担行為の部分についてであります。

公園・図書コミュニティ施設「桜空」オープンと、そして 2 0 周年記念、それとあわせて、その施設と 2 0 周年が単なる通過点ではなくって、神河町の人口減少対策含めた新たな地域創生総合戦略の第 3 期計画を打ち立て、また国においても新たな 1 1 年目の地方創生に取り組むという、そういったことでありまして、そういった思いを込めて、

特に文化芸術という点について、神河町の宝である子供たちにそういった部分の感性を磨いていただきたい、これがいわゆるまちづくりは人づくりという、そういった1年、2年では醸成することができない、そういった部分の芸術性、文化性を高めるための施設としてもぜひ活用いただきたいという思いでの記念モニュメントであったわけですが、しかしながら、我々の説明不足という点もあったというふうに思っておりますし、また特定財源を活用させていただくという点について十分に説明もできなかったというふうに思っているところでございます。

常任委員会、そして本会議、さらには付託審査となりました総務委員会での議員各位の御意見をいただいたことに対しまして、私はじめ執行部としてしっかりとそれを受け止めさせていただいて、そして今後の方向性というものはもう一度見直しをかけながら、併せて再考させていただく、そういう思いでございます。

皆様方の御意見については、そういった御意見があるということをしかりと受け止めさせていただいたわけであります。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 先ほどの藤森議員の質問につきましては、撤回された110号議案の内容についてに係るものでございます。

改めて、120号議案として提出されましたこの議案の範疇についての質問をお願いしたいと思います。ほかに質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案に対する討論、採決は最終日に行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第120号議案の討論、採決は最終日に行います。

これで議事日程第2号の追加1の審議が終わりました。

それでは、議事日程第2号の審議に戻ります。

日程第2 一般質問

○議長（澤田 俊一君） 日程第2、一般質問であります。

町の一般事務について、質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可します。

なお、議会運営基準第91条及び第91条の2の規定により、質問は1要旨1問ごとに行い、質問方式は一問一答で行うこととしております。議員1人につき、質問、答弁合わせて60分以内となっております。終了10分前と5分前にはブザーを鳴らし、60分を過ぎると質問中、答弁中にかかわらず、ブザーによりお知らせし、議長により発言を止めます。

議会基本条例第12条第1項においても会議における議員の質問は、町政上の論点及

び争点を明確にするために一問一答方式でこれを行うと定めています。

同条第2項では、質問の要旨及び論点を明確にするためのものに限り、町長等は、議長の許可を得て議員の質問に対して反問することができると議員に反問できることを認めています。

また、同条第3項では、議員及び町長等は、限られた時間内で効率的に論議を深めるための心構えとして、発言に当たって要旨を簡潔に述べるように努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めています。

いずれも会議の活性化を図るためのものですので、念のため申し上げておきます。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時03分休憩

午前10時04分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

それでは、日程第2、一般質問、通告順に従いまして、第5番、安部重助議員を指名します。

5番、安部重助議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。議長から通告の許可を得ておりますので、一般質問をさせていただきます。

公立神崎総合病院、健全経営に向けた取組についてお聞きいたします。

中山間地の公立病院の運営は、どことも厳しい状況にあります。その状況はある程度理解はした上で質問をさせていただきます。以下4点から質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目、山名町長、公約で神崎総合病院、町、住民にとって大事な施設。しっかり守ると言っておられるが、健全運営に向けてどのような施策で取り組まれているか、お尋ねをいたします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、安部議員の1点目の質問にお答えさせていただきます。

公約でも申し上げておりますけども、公立神崎総合病院は、町民にとってなくてはならない存在でありまして、その健全経営に向けた取組は最重要課題であります。具体的には、令和4年3月に総務省が示した持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインに基づき、令和5年度において公立神崎総合病院経営強化プランを策定、加えて、アクションプランを含む病院独自の公立神崎総合病院経営改善計画を策定いたしました。

経営強化プラン及び経営改善計画においては、これから病院が進むべき方向性の形として、地域密着型多機能病院を戦略目標として掲げています。地域密着型多機能病院と

は、急性期・回復期の医療に加え、慢性期及び在宅医療を含む幅広い機能を備えて、地域に必要な医療を提供していく役割を示したものであります。令和6年度からは、この目標を基に3点を中心に取り組んでいます。1点目は、救急患者の受入れ、紹介患者の受入れ、兵庫県立はりま姫路総合医療センターなど姫路市域の高度急性期病院からの受入れなどの断らない医療の拡大を図ること。2点目として、訪問診療の実施、療養病棟入院料算定による慢性期入院患者の受入れ開始。3点目として、レスパイト入院の充実、介護施設からの受入れ拡大などに取り組んでいます。

地域住民の期待に幅広く応える病院として、その存在意義を高めることが受診者の増、収益の増につながり、経営の安定につながると考えているところであります。

この戦略目標を実行するのは人であり、アクションプランなどの実行と医師をはじめとする病院職員の意識改革がうまくかみ合っこそ、この経営改善が進んでいくものと考えています。職員の意識改革は最も重要なことだと認識し、事あるごとにその点を強調しています。その意識を高めていくために、強化プランの策定過程では、一般職員を巻き込んでタスクフォースを設置し、現場の声を取り入れた計画づくりを進めてきました。また、令和6年には、大澤新院長及び医療コンサルティングによる医師へのヒアリング、職員全体を対象とした経営改善計画説明会や中間報告会を行うなど、経営意識の醸成に取り組んでいるところです。

私自身も8年ほど前から毎週院内で開催されている執行部会議に出席し、病院運営に係る課題について議論を重ねてまいりました。令和元年度には、前田副町長を座長として病院と役場の幹部職員を委員とする公立神崎総合病院の経営形態の見直しに係る検討委員会を開催し、議論を重ねる中で、病院職員の意識改革が最重要であるとの結論に達し、その延長線上の取組として事務長を県から派遣いただくよう要請、令和2年4月から豊富な経験と知識を備えた春名事務長を派遣いただきました。それを契機に経営改善の取組を本格化させ、着手可能な課題から一つ一つ取り組んでまいりました。

町としてもこれら病院の取組を後押しするため、令和5年3月には町長の諮問機関として神河町病院改革委員会、いわゆる外部評価委員会を設置し、病院の取組に対する助言等を行うとともに、令和7年2月には経営改善に向けた答申を受ける予定であります。また、院長を本部長とする病院内部の病院経営改善計画推進本部会議には町長として毎月出席し、経営改善の進捗状況を点検するとともに、令和5年度には病院改革推進室を町として立ち上げ、病院との意思疎通と課題共有を密にした検討を行っています。このように経営改善における推進体制を確立して、引き続き取組を前に進めていき、病院の取組のプロセスや結果がしっかりと示された中で、町としてもこの地域に必要な医療は何か、住民からは何を求められているのかを十分に踏まえつつ、必要な財政支援の在り方も含めて病院の健全経営に向けて取組を進めていきます。

以上、安部議員の質問に対する回答といたします。

○議長（澤田 俊一君） 5番、安部議員。

○議員（５番 安部 重助君） 安部です。今丁寧な御説明いただきました。ありがとうございます。

それで公立神崎総合病院経営強化プランと病院経営改善計画を策定され、地域密着型多機能病院を戦略目標として掲げられております。救急患者の受入れや紹介患者の受入れ、また断らない医療、訪問診療の実施等取り組んでおられますが、経営改善にどのような形で現れているかをお尋ねいたします。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼副院長兼事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院事務長の高階でございます。ただいまの安部議員の質問に回答させていただきます。

今年の８月３０日に姫路市消防局中播消防署と南但消防本部の救急隊との意見交換を実施しております。その中で示された救急隊の搬送患者数の推移なんですが、令和２年度ですけれども、４４１人ということだったんです。それが令和３年度におきましては４２７人と、ちょっと若干減少しておるんですが、その後の令和４年度が５２４人、それから令和５年度では５５４人と、ちょっと増加傾向にありまして、令和５年度と令和２年度比較しますと約２５％増加してるという状況でございます。救急患者の受入れ数というのは、やっぱり病院収益にとっては非常に大きく関わる要素でございますので、これが全てというわけではないんですけども、いい傾向だと私としては捉えております。

ただ、現状におきましてまだ救急患者受け入れる余地がないかといったら、まだ余地はあると考えておりまして、受入れお断りというのはどうしてもありますので、その辺をいかに減らしていくか、より救急患者数受け入れるかということを病院院内挙げていろいろ検討して、今後、策を講じて受入れ強化に努めていきたいと考えとります。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） ５番、安部議員。

○議員（５番 安部 重助君） 安部です。救急患者の受入れが非常に伸びてるということで、大変結構なことでございます。そういった意味でしっかりと神崎総合病院で受入れをして、またその対応をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

次に、医師を含めて病院委員の意識改革や経営意識の醸成に取り組んでおられます。大変重要なことです。それに対し医師、病院職員の対応、反応ですね、反応はいかなものか、お尋ねいたします。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院事務長の高階です。ただいまの安部議員の質問に回答させていただきます。

病院におきましては、今年４月に医師ヒアリングというものを実施しておりまして、おのおの、医師一人一人に面接をいたしまして、経営改善取組についてどうやという話で御意見伺ったんですけど、それについては皆おおむね理解して、いいことやという御意見でございました。

それから他の職種におきましては、今年5月からスタートして各所属ごとに実施するマネジメントレビューというヒアリングがあるんですが、その中でも特に反対する、経営改善の方向でそれはおかしいんじゃないかというような話は特にございませんでした。

ただし、実際に現場でやっぱり動いてる際になりますと、どうしても従来のやり方というか、要は経営改善の方向とちょっと異なったやり方がどうしても出てくるというのがところどころやっぱり見受けられるケースが出てきますので、さらなる意識改革であるとか、経営意識の醸成につきましては当然必要だと認識しておりますので、そういったことを踏まえながら今後、問題解決に引き続き取り組んでいきたいと考えとります。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。それぞれの方針にそれなりに今御理解いただいているというような説明はございました。さらに含めて今後もそういう話を十分していただくということをお願いしておきます。

次に、私の問いかけが悪かったのかもしれませんが、春名前町参事兼事務長が4年間在籍されておりました。その改善に向けた取組は分かりますが、成果が一向に表に出てこないというのが町民からのもどかしさにつながっていると、そういう町民のマイナス評価につながっておるのかなというふうに思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 春名町参事兼病院事務長につきましては、県にお願いをして、4年間、本当に無理を言って神河町で勤務をしていただき、病院経営改善に本当に全力を挙げていただいたというところでございます。

先ほども最初の答弁で申し上げましたように、病院の経営改善、その一番の基本となるのは職員の意識改革であるということでございます。そして病院においては毎年1月に病院の職員会議をしておりますし、また4月においてもやってるということでございまして、そのときに必ずその意識改革ということについては私も発言をしているところでありまして、要するにこれまでがこうだったから、これからもこういう方向でいきたいと思いますのではなくって、これまでやってきたことを一度リセットして、ゼロから考え直してみる。そして経営は非常に厳しいわけでありまして、現在年間5億円を基本に繰り出しをしているわけでありましたが、いよいよ令和7年度からは減額をして、3億6,000万を基本に繰り出しをするという、その中で経営をしていかなければいけないということでありますので、現時点でもなかなか厳しい状況の中で、それがさらに繰り出しが減額になるということは、もう本当に腹をくくってみんなが、職員全体が意識改革ということはどういうことなのかということを本当に真剣に考えなければ駄目ですよということです。

じゃあ、この4年間どうだったんだということであります。結論から申し上げれば、いよいよこれからスタートしていく。今年4月から高階町参事兼事務長お越しいただいたわけでありまして、いよいよ今年からが本当に数字として、アクションとして形をつくっていかねばいけない時期に来た。それをつくり上げる前提としての4年間、下準備期間であったというふうに私は捉えております。

しかしながら、それだけではなくて、私が兵庫県にお願いしたことは、同じ公立病院であっても規模の大きさは違えども、しかしながら、医療機関として医療サービスということは同じことですので、その中において県立病院ではこうだけど、神崎病院ではこうなっている、そういうところをしっかりと見ていただける、そういうところが非常に重要だというふうに、外から目線というものが重要、そういうことを春名事務長にもお願いをして、もう非常に厳しい環境になるかもしれませんが、私はしっかりとサポートするので、勇気を持っていろいろなこのことを発信していただきたい、こういうことを申し上げてきた4年間でもあったわけでありまして、そういう意味においては今現在コンサルタントも入れて、アクションプランですね、そういったものを具体的にしているところでもありますけれども、それも春名事務長がこの4年間でつくり上げてきた成果であるというふうに捉えておりますし、先ほど高階事務長も報告の中で申し上げておりましたが、令和4年度、令和5年度においては救急患者の受入れというものは増加傾向にあるということでもあります。これは明らかにこの4年間で申し上げてきた、とにかく断らない病院、そして特に救急隊からの要請については、これはもう原則受け入れるということを基本にやっ払いこうと。なぜならば救急隊からの要請というのは、患者さんのその症状を確認して、それによって救急搬送する病院も決定していくという、そういうことであるので、それを断るということは、じゃ、何を受け入れるんだという話になっていくから、そこは救急隊からはしっかりと受け入れる、そういうことを病院の中で院長中心に発信をしながらこの間取り組んできたというところでもあります。ですので、4年間そういった状況があったというところを報告させていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。春名事務長、しっかりとこれ4年間務めていただいたと、そしてまたその成果も十分にあったということでございます。そしてまた、それを引き継いで高階事務長が今後はさらにバージョンアップしながら取り組んでいただくというような報告いただきました。しっかりと頑張りたいと思います。

次に、2番に対してお願いいたします。高階町参事兼病院事務長は、県立病院などで働かれていた経験を買われて神河町に採用されました。公立神崎総合病院に勤務されている。採用に当たり目的を指示されていると思うが、その内容と意気込みをお尋ねいたします。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院事務長の高階でございます。ただいま

の安部議員の御質問に回答させていただきます。

先ほどお話もありましたように、令和6年3月末をもちまして前任の春名事務長が県の人事異動により転出されることになり、令和6年4月1日付で私が神河町職員として採用されまして、後任として業務に携わることになりました。

赴任に当たりましては、町長から最初に指示されましたのが、いろいろと話に出ておりますが、経営改善の計画の実現に向けて一番大事なことというのは、やはり病院職員、特に医師の意識改革ということでございました。病院の中でやはり診療の中心にいるのは医師でございますので、その医師の意見というのは特に尊重、重要視されております。神崎総合病院が自ら現状変更を望まなければ厳しい経営状況はどんどんさらに悪化していくことになりますので、現在、神崎総合病院の置かれている状況というのをしっかりと把握して、現状維持では駄目だと、病院の未来はないということなんで、長年の慣習を打破いたしまして、新たな道を切り開かなければ経営改善の実現はないとのお話でございました。

そこで、私としまして、着任早々の4月ですが、院長と共に、先ほどもちょっとお話ししましたけども、医師ヒアリングを実施いたしまして、一人一人に経営改善計画推進への協力要請並びに計画推進に対する御意見等を傾聴を行いました。それからまた、病院の決定事項につきましては、単なる上意下達とするのではなくて、先ほど言いました院長も御出席されてる執行部会議で決定することが多いんですけれども、その決定におきましては、事前に医局会、医師の集まりですね、で打診をいたしたりとか、様々な委員会で出された意見を吸い上げることで、できる限り現場の生の意見を反映させるということを心がけております。先日実施いたしました、経営改善計画の中間報告会を行ったんですが、そこには医師14名を含む職員108名が参加していただきまして、出席した医師から、例えば経営改善に取り組む中で提案が、これはこういうふうにしたら計画的に医師としても把握しやすいというような具体的な提案がありまして、コンサルとかなりの実際のやり取りをされているというような状況も見えております。そういうことですので、少しずつではありますけども、職員の改革へ向かう気持ちが根差してきているのではないかと考えております。それで一人一人と向き合う取組を今後も継続していきたいと考えております。

それからもう1点、神崎総合病院のイメージアップということについても指示がございました。先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、町民になくてはならない病院であるというのは間違いのない事実なんですけども、果たして町民にとって真に愛されてる病院であるのかということでした。すなわち、神崎総合病院が町民の不安やそれから要求に真摯に向き合って、町民に、ああ、神崎総合病院に行ってよかったなと思っていただけの病院になっているのかどうかということですね。確かに医師の目から見て、患者様のいろんな要求というのは中には無理なことであったり、いや、それは違うという的外れなこともあることはあるんですけども、その全てがかなえなければいけないというもん

ではないんですが、やはり患者にとって嫌な思いをさせない、それから丁寧な対応と適切な説明がなされるのは当然でございます。そこで、医療現場に特化した接遇研修というのを先日もやったんですけど、そういったことを重ねながら職員おのこのスキルアップを図りますとともに、それから患者から直接、もしくは投書箱いうのを設けておりますので、そういったところにいろんな御意見が寄せられるんですが、それを真摯に受け止めまして、問題解消に努めているところでございます。

あと3点目といたしまして、神崎総合病院の患者あるいは地域住民への情報発信が弱いんじゃないのかということもちょっと御指摘がございました。神崎総合病院が今どんな取組をしているかというのがお知らせすることで病院と距離が縮まりまして、円滑な診療に寄与するんじゃないかと、患者の満足度も高まるのではないかとということでございました。そこで、今年度から新たに広報委員会を設けまして、今後の神崎総合病院の広報どうやっていくんかというのを検討を重ねる中で、その委員会の中で院外報、要は外向きの病院の広報紙ですね、そういったものを作るのと、それからSNSの活用という案が浮上いたしました。現在、職員向けの院内報、身内ですね、職員向けの職員情報等が入って、それを職員が見るといような院内報あるんですが、それからあと地域に医療機関向けの地域連携だよりというのも確かにございますが、要は実際の患者を含む地域住民の皆さん向けの院外広報紙というのは存在してない状態なんです。そこで院内報と地域連携だよりを一旦休止いたしまして、院外広報紙というのを発行することにいたしました。あわせて、SNSの発信を始めることによりまして、SNSからホームページへのリンクをしたりとか、それから先ほど申しましたが、院外広報紙からの、例えばQRコードを添付することで、それからホームページに誘導するような形も今現在検討してるところでございます。様々な世代の地域住民の皆様から神崎総合病院もっと身近に感じていただきたいと考えております。

それから先日なんですけど、10月27日にすずらんフェス2024ということで、要は病院祭を8年ぶりに開催いたしました。そうすると600人を超える地域住民の皆さんがお越しいただきまして、非常ににぎわいになりました。ほかにも患者教室であるとかセミナーの実施等地域住民の皆様と直接触れ合う機会を今後も増やしていきたいと考えてるところです。

目前の課題は非常に数多いんですけども、中には非常にこれはどうやったらええんやいう、ちょっと困難なものもあることはあるんですが、院長以下職員と協力しながら、地域住民の皆様の期待に応えることができるように努力するという意気込みを述べさせていただいて、安部議員の質問に対する回答といたします。よろしく申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。高階町参事におかれましては、これまでの取組、後退することなく引き継ぎ、そして現状維持では駄目だということでございます。そういう意味の中で職員の意識改革等、口で言うのはなるほど簡単かも分かりませんけ

れども、これについてしっかりとやっていただきたいとそういうふうに思います。

過去４年間の取組成果は、先ほど若干お聞かせいただいたわけなんですけれども、まず春名事務長時代の評価いったらよかったんか、悪かったんか。悪かったではないと思いますけども、その辺のどこ改めてお聞きします。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院事務長の高階です。今の安部議員の質問にお答えさせていただきます。

前任の春名事務長につきましては、先ほど町長からもいろいろなお話ございましたが、令和２年４月に着任以降経営改善積極的に取り組んでいただいて、例えば不採算診療科をもう廃止、閉鎖とか、職員の諸手当、通勤旅費の適正化、それから電力料金や医師送迎タクシー料金の節減等で例えば約３、０００万程度の費用削減とかを実際に実施されております。

職員の意識改革についても、先ほど町長からも御説明ございましたが、毎月院内で開催しているんですが、所属長会議やとか、医局会、実際に医師だけの医局会に、そこに参加して、自分の意見を忌憚なく発言されまして、職員の個々の意識改革及び現状変更の必要性を繰り返し訴えられたということを聞いております。それから場合によっては個々の職員、特に医師とか意見がぶつかることもあったようなんですけれども、そこでも根気よく持論を説かれていたということも聞いております。

しかしながら、人の考えを変えるというのは、議員も先ほどおっしゃいましたけれども、なかなか一朝一夕にとは難しいというのが実際のところでございます。長年の慣習をある意味否定するということになりますので、当然職員から反発も起きたりとか、場合によっては何かそんな知らんわいというような従わない方もいるかもしれません。

前事務長が公立神崎総合病院という静かな湖面に一石を投じられて、波紋が生じてるわけなんですけども、それを引き継いだ私におきまして、前事務長ほどそんな大きな石を投げ入れるというのはなかなかちょっと難しいところあるんですけれども、前事務長とはちょっとやり方とはまた違ったアプローチで職員のおのおの皆さんと向き合っていこうと考えとります。

とはいえ議員のほうからもありましたように経営改善は喫緊の課題でございますので、いつまでも待っていただけないというものではないと十分認識しておりまして、経営改善の取組につきましては、まだ今始まった、今年の４月から実際に始まっているんですけれども、少しでも経営の進捗が上がり、病院はちょっと変わってきたなというような声が聞こえてくれるように努力はやっていくつもりですし、新たな取組に対する患者や家族からありがとうというような声をエールに変えて、それ原動力として職員全体でちょっと引き続き頑張っていきたいと考えてます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） ５番、安部議員。

○議員（５番 安部 重助君） ５番、安部です。町長並びに高階事務長、それぞれの御

回答聞いておりまして、問題が何かというところが大体見えてきておるわけなんですけれども、なかなかそれが実施につながらないということでございます。そういった意味で、事務長、10年のキャリアを買われてここに勤めていただいております。その意気込み、さらに私のおる間に何とかしてやるんだというような形の意気込みがあったら再度お願いしたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院事務長の高階です。先ほどの安部議員の御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃっていただいた、私、10年県立病院で勤めとりまして、いろんなタイプの病院行ってるんですけど、またこの神崎総合病院とは違った形なんですけど、やはり前事務長もちょっと感じられてたかもしれませんけど、これはちょっとおかしいん違うかないうのはやっぱりちらほら見えるところはありますし、そういうお話も前事務長とも話ししました。

ただ、やっぱりここは神崎総合病院という風土で、神崎総合病院独自のものもありますので、そこはいいところはやっぱりキープする必要があるんですけど、やっぱりここはおかしいないうところはいろんな形で、先ほどの執行部会議等でも率直に私も思ったことを口に出して、ちょっとどうなんですかいうような話はしながら、ちょっとでもかじが正しい方向に向かっていかないかんいう形で取り組んでいるところでございます。

経営改善計画を進めるためには、様々な部署や委員会において多くの職員が現在も検討、進捗管理しながらやっているところなんですけども、ただ、非常に多岐にわたっておりまして、そのどれか一つできたら全部解決やというんやったら非常に簡単なんですけど、なかなかそういうことではございません。やはり一步一步それぞれが進めて、地道な努力がやっぱり不可欠というのはちょっと痛感してるところでございます。

それで私も院長以下様々な職種の職員と意見交換しながら、時にはあかんやないかという形で叱咤しながら、時には頑張っていこうという形で激励も交わせながら共に計画達成に向けて労苦は惜しまない覚悟でございます。

議員におかれましても今後も折に触れて貴重な御意見いただけましたらと考えとりますんで、よろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。当然町長並びに町長部局とそしてまた病院職員の方々と一緒にしっかりと協力しながらこれに進めていただきたいというふうに思います。

次に、3点目なんですけれども、近年患者数が大変減ってきている状況であると私、認識しておるわけなんですけども、患者の減少により当然収益は減ってきます。その原因の一つとして人口減少はあると思いますが、他院へ患者が流れているのでは、また役場と違って病院は住民が選ばれるところであります。役場は選べないけども、病院は選

べるといふ、その中からまた住民に選んでもらえる病院にしていかなければならないと。先ほどからも答弁の中でもありましたけれども、患者数の減少は一体何が本当の原因なのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院事務長の高階でございます。安部議員のただいま御質問に回答させていただきます。

最も大きな環境要因として上げられるのは、やはり人口減少に伴う医療需要の減少、特に患者数の減少ということに考えております。経営強化プラン策定における分析の中でも、令和２年度の国勢調査に基づく需要量を１００といたしますと、神河町の医療需要につきましては、令和７年度で９６、それから令和１２年だと９３と徐々に減少が続いていくと想定されております。

外来と入院を区分いたしますと、神河町民の外来患者数は、令和２年度が１００％といたしますと、令和７年度になったら９５．８％、令和１２年度は９０．５％ということで、播磨姫路保健医療圏域に朝来市を加えた全体で見ても、やっぱり令和７年度は９９．３、それから令和１２年度は９７．１、結局いずれも減少傾向になると想定されてるところでございます。

神河町民の入院患者数でおきまして、令和２年度は１００％では、令和７年度は９８．５、それから令和１２年度に９７．２という形で、ちょっとこれも予測されておまして、外来患者数ほどということないですが、やはり減少傾向にあることは間違いのないということでございます。

それからまた、患者動向・住民の病院選択においても減少の要因、先ほど御指摘ありましたように、同じく経営強化プラン策定の中で分析において、令和２年度の神河町の国保及び後期高齢者レセプトデータを基にした入院医療機関を地域別に見ていきますと、神崎郡域が３７．６％、おおむねだから３分の１ぐらいですかね、姫路市域が３６．６％、これも大体そうですね、同じぐらいですね。それから医療機関別では、神崎総合病院が２０．５％、最も多いんですが、姫路市域の医療機関合計３６．６％となっておりまして、また外来では、当院が２１．９で、６割以上が神崎郡域や姫路市域の他の医療機関に流出している状況というのは事実でございます。

それからこうした当院以外の医療機関へ通院・入院される背景なんですが、三次救急、より高度な医療ですね、特殊な医療が必要な患者の流出が考えられております。ただ、やっぱりそれだけではない要因もあると考えとります。令和４年１月に町民５００人を対象に、公立神崎総合病院の機能等に係るアンケート調査いうのを実施しておりまして、その中では外来通院では２６．８％が姫路市内で受診していたということで、また入院したことがある住民のうち約半数が姫路市内に入院、その選択理由としては、やっぱり上げられてるのが紹介された、それから医者腕がいい、それから充実した診療科がありますというような信頼性重視というのをやっぱり傾向として重視されてるということは

見えてるのは明らかになってございます。そこで全体として当院利用しない理由としては、いうたらやっぱり診療待ち時間の長さですね、ずっと待たされて、なかなかいつなっても診てくれへんと。手続などの運用面の不満に加えまして、医師自体の個人の対応であるとか、より何かスキルの高い医師とか看護師いうのが少ないんじゃないかといった接遇も含めた診療機能や人的な課題が浮き彫りとなっております。

一般的に患者が病院を選ぶ際に重視されることの中には、医師等の対応の丁寧さや相談のしやすさとかいうのは選択のポイントになると言われているんですが、親身になって対応に欠ける、十分な説明がないというような形になると評判が低下ということで、結果的には患者離れにつながることも否めないところでございます。患者数が減るのは仕方ないということではなくて、地域住民の皆様からも選んでもらえるような丁寧な態度や言葉遣い、それから十分な説明を全職員がしっかりと実践していくということが大事なことでないかなと考えております。

それからまた、救急搬送をはじめとします緊急時の要請に応じるというのも、やっぱり患者は不安になっとなりますので、そこに分かりましたいう形でちゃんと受けられるという点についても経営改善の取組としても上げてるんですけども、依然としてやっぱりお断り事例というのが散見されておりますので、神崎病院には診てもらいたいときには診てもらえないといったイメージが、特に困ってるときそうされるとそれが強く残るということは考えられますので、一個一個そういった形を減らしていくということですね、断り事例の分析を今、一応毎月実施しとりまして、これは診れたん違うかとか、これはこういう対応あったん違うかというような形で一件一件チェックをしておりますので、そういった形で改善、結局救急隊との意思疎通というのはかなり重要になってきますので、その連携についても取り組んでおりますので、さらに患者の受入れ、満足度の向上に努めているところです。

以上、安部議員の質問に対する回答といたします。よろしく申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 5 番、安部議員。

○議員（5 番 安部 重助君） これまでの質問に対する回答で大体計画が出てきて、着実に実行されておるわけなんですけども、その実行する、移すに当たって、またやっぱり町民に選んでいただく病院ということを先ほども言いましたけれども、やっぱりそういうことを一番大事なというように思います。

そしてまた、いろいろ数字で示されておりましたけれども、やはり人口減少が一番大きな課題かなというふうに思います。それについてはどうしても否めないところがあるんですけども、やっぱり我々もこの広報によって神崎病院を何とか選んでくださいというような形しっかりと取り組んでいきますんで、神崎病院を利用してくださいというような形の広報も私たち自身もしていきたいなというふうに思っております。

次に、4 点目に移らせていただきます。機構改革を視野に五、六年前から病院経営の見直しの検討をされてきたと思いますが、その後、何か取組とされているのか。前事務

長から引継ぎを受けられたと思いますが、何か方向性は出ているのか。県下の病院、また全国的にも病院の統合や経営形態の見直しをされ、多くが地方独立行政法人化などへの移行をされ、経営の黒字化に転換しておられる病院も多々聞いております。地方独立行政法人化への移行の考えはあるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院事務長の高階でございます。ただいまの安部議員の御質問に回答させていただきます。

結論から申し上げますと、病院が進むべき方向性を地域密着型多機能病院として戦略目標を上げておりますので、現時点で地方独立行政法人への移行というのは考えていない状況でございます。今年3月末に経営強化プランを策定いたしまして、策定に当たっては、令和3年度、4年度に総務省事業であります経営・財務マネジメント強化事業というのあるんですけども、これでアドバイザーを派遣いただきまして、その派遣いただいた方が島根県の公立邑智病院さんというのがあるんですけど、ここもかなり改革で成功された実例を持たれた方で、その日高副院長兼事務部長様とか、それからこれは有限責任監査法人トーマツ、監査法人の方なんですけど、池戸名古屋事務所シニアマネジャー様のアドバイス等もいただきました。参考にして、今から申し上げるような形で結論づけてるところでございます。

少しちょっとお時間長くなるんですけど、記載内容を御説明させていただきます。

改革プランの抜粋になるんですが、公立病院は、地域の実情を踏まえまして、経営強化に向けた最適な経営形態の検討・見直しが求められてるところです。当院におきましては、現在、地方公営企業法の一部適用を受け経営を行っていますが、その他の経営形態としては、地方公営企業法の全部適用ですね、それから地方独立行政法人、先ほどおっしゃってましたけどこの非公務員型、それから指定管理者制度、それから民間譲渡等があります。令和3年度総務省の調査によりますと、公立病院の経営形態におきましては、当院と同じ地方公営企業法の一部適用をやっているのが298の医療機関で、全体の約30%を占めているということでございます。

当院の同規模の100床以上から200床未満におきましては、地方公営企業法の全部適用が103医療機関と最も多いところでございます。続いて、地方公営企業法の一部適用、50医療機関、それから地方独立行政法人が15医療機関、それから指定管理者制度が30医療機関となっています。

長期的に経営を安定させて、持続的に医療を提供していくためには今後において経営形態の検討することとはやっておるんですが、ただ、この5種の経営形態のうち、民間譲渡、それから指定管理者制度というのは、もう経営責任が町から医療法人なんかに行ってしまうので、特に民間譲渡やったらもう収益悪化で、ここはもうからんからやめちゃいましょうという形でいろんな民間の意思で病院の性格がかなり変わってしまうと、場合によったら規模縮小や統合、廃院ということも想定されますので、ちょっと現

在の神河町に必要な形ではないのではないかなということで、当院を維持していくという観点ではその２点は、民間譲渡と指定管理とかいうのはちょっと違うんじゃないかなと考えてます。

次の選択肢としてあるのが、地方行政法人への移行ですね、それから独立行政法人への移行、それから地方公営企業法の中の人事・予算の権限が移譲される全部適用いうのがあるんですけど、現状維持の地方公営企業法の一部適用が上げられるんですが、地方独立行政法人化を選択した場合は、人事面、財務面で自立していかないと、結局それでも完全に独立で病院として成り立つという形が求められますので、その事業責任者との権限、それから責任の明確化いうのが求められて、これは地方公営企業法の全部適用も同じことがありまして、民間的経営手法の導入は欠かせないということがあるものです。それで移行検討においては慎重な議論が求められるということで、地方独立行政法人化した場合は結局自力の収益向上ということで、今現状ではちょっとかなり町のほうで支援をいただいている状況なんですけど、それをもう独り立ちしなさいよということになりますので、当院の経営環境を鑑みますとなかなか人口減で、患者減で、今後の収益性も課題があることでありましたとかいうことで、なかなか地方公営企業法適用いう選択肢は適切ではないのかなと、そうですね、全部適用いうのはちょっと難しいのかなと考えております。今後も病院経営におきまして経営形態移行に向けた協議、検討を行う必要はあるという形で締めておられます。

それから不採算部門にあっても町民ニーズの高い医療科目を抱えることも含めて地域密着型多機能病院、だから結局経営的にいうたらこの診療科やめとったほうがええん違うか、もうからんしやけど、一方で、やっぱり住民のニーズとしてはここを困ってるからぜひとも助けてほしいという話がありましたら、そこをやっぱし地域密着型多機能病院という、公立病院であるというんですけども、そこをやっぱしそういうところを安易に切り捨てるのではなくて、そういった面にも配慮して運営していくというのが大事で考えてるんで、より町の部局のほうとも連携が必要な地方公営企業法の現在の一部適用いうのが適正であるということで判断しておるとこなんですけど、病院の経営改革は進捗していきますと、その状況がもしも変わっていくようであれば経営形態の見直しも改めて必要ということは考えられますので、現時点ではちょっと難しいのかなということを書いて、御理解賜りますようお願いいたします。

以上で安部議員の質問に対する回答といたします。以上です。

○議長（澤田 俊一君） ５番、安部議員。

○議員（５番 安部 重助君） 安部です。今いろいろと説明、詳しくしていただきました。そういうことで多くの経営形態の中で、現状の神崎総合病院におきましては公営企業法一部適用ということでございます。そういう形で運営されておるわけなんですけども、しかしながら、何かこれから先に変わってくる可能性もあると、若干は変更していかなければならない時期が来るんじゃないかというようなこともあるんですけども、現

状の維持で進めていくということを話聞きました。

いろんな対策、努力しながらこれから取り組まれていくと思います。十分にこれまで話を聞いて伝わってきたんですけれども、やはりさっき一番最初に言いましたように町の病院として住民にとって大切な病院であるということの認識は、町職員の皆様方、そしてまた病院の皆様方にも認識していただいて、もう認識はされとんですけれども、さらにこれを強めていただいて努めていただきたいというふうに思います。

これまでの取組は、課題は大体先ほども言いましたように見つかったといいます。もういよいよ手術でいえば執刀する時期に来てるんじゃないかと、そのぐらい思い切った対策を打っていてもいいんじゃないかというふうなところまで来ておりますんで、その手段でそのメスがいかにうまいこと動いて行って、結果が町民さんの期待に沿えられるというような形の病院に持って行っていただきたいなというふうに私は思うところであります。

そういう形で町長、また病院のほうとしっかりと取り組んでいただきたい。最後に、町長、これまで何回も申されておるんですけれども、再度最後に、私はやってやるんだというような気持ち、事務長と一緒に頑張るんだという気持ちをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 病院経営改善でございます。とにかく意識改革であります。安部議員のほうから言われとりましたが、町民は役場は選べないけど、町民は病院を選ぶことができる。このことも私、職員会議の中でも申し上げております。この言い方が本当にいいのか悪いのか。でも現実はそのことでありますので、それも含めてやはり意識改革が必要ですということで、特に医者意識改革がもう極めて重要であるというふうに私は認識しております。働き方改革というところでまた、どういうんですか、時間外が増えるとか、そういうところもこれまで以上に厳しくなってきたところではございますが、そういうことも含めて本当に地域の方々に選ばれる病院、特に公立神崎総合病院は、もうその名のとおり神河町の病院、町立の病院であると、そして職員は地方公務員なんだというところをしっかりと認識をしていただくということが重要です。

そしてまた、診療部においては、それぞれの診療部における統括診療部長が本当に病院経営改善について心の底からその思いを一つにできているか、このことをこの間の執行部会議の中でも私のほうから申し上げてきているところであります。いろんなリスクがあります。いろんな患者が来られますから。いろんなリスクがあるけども、こんなリスクがあるからなかなか受け入れできないなということではなしに、それが今までやってきてるんだったら、今までのやり方を変えるということが意識改革の一つでもあるという話ですから、このことを私ももう覚悟はしておりますので、院長ほか、もうなかなか言いにくいことも言っていかなければいけない。でもそれは本人が言いにくいんであ

れば、これは町長が言ってるんだというふうに言ってもらって結構だということは私、言っておりますので、そして何よりも成功事例をつくっていかうじゃないかということをお願いしておりますので、これからは一緒に経営改善に取り組んでいきたい、そういう思いでございます。

○議長（澤田 俊一君） 5 番、安部議員。

○議員（5 番 安部 重助君） 安部です。しっかりと今お話も聞かせていただきました。これを町民がいかにかに受け止めるかということでございますけれども、ああ、神崎病院は変わったな、よかったなということが町民に受け入れられるような病院にしっかりと取り組んでいただきますことを切にお願いしまして、私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 以上で安部重助議員の一般質問は終わりました。

○議長（澤田 俊一君） ここで暫時休憩といたします。再開を 11 時 10 分とします。

午前 10 時 58 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

次に、1 番、小島義次議員を指名します。

1 番、小島義次議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 1 番、小島義次です。よろしくお願いします。今回は、大きな設問として 3 つの点について伺います。

まず最初に、学校で生徒が安心できる環境づくりをということで、神河中学校についての内容になります。神河中学校について伺います。

神河中学校は、教育環境がよく整えられ、生徒たちは元気に学習に励んでいると聞きます。グラウンドでの運動のときも力いっぱい体を動かし、成長していく姿は頼もしいものがあります。

その中で少し気になることがあります。トイレの問題です。現在、神河中学校では校舎内の各階ごとにそれぞれトイレが設置してあります。それは当然のことですが、どの階も校舎の北のほうに設置してあります。一方、校舎の外でふだんから自由に使える屋外トイレがありません。校内行事や課外活動時にはプールに設置してある外からでも入れるトイレを利用するとのことですが、プールのトイレは運動場の北側の一番東の端、いわゆるバックネットの横にあります。しかも生徒の活動中以外は鍵がかけられているようです。そのこと、つまり鍵がかかっているということは管理上それでいいと思いますが、運動場の南側で活動している生徒は、トイレを利用するときには上のグラウンドを進んで校舎の玄関に入り、靴を履き替えて、この 1 階の一番北にある校舎内のトイレを利用するとのこと。そこまで行くのに結構長い距離、また長い廊下を進まなけ

ればなりません。時には用足しが間に合うかどうかのときもあるそうです。また、体育館の玄関を入ったところのトイレを使用してるときもありますが、社会体育として学校外のスポーツ団体が使われるときはいつも体育館の玄関の鍵を開けてトイレが使用できる状態にされていると聞きます。このような実態があると私は見っていますが、いつでも生徒が自由に使える屋外トイレがないということは把握されているでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。先ほどの小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、社会体育施設として夜間や休日の使用、そして災害時には避難所としての役割を担っており、建物・各種設備については各校からの要望等も踏まえながら適切な維持管理に努めているところでございます。

文部科学省が示しております学校施設整備指針では、児童生徒の健康はもとより、教育内容、教育方法等の多様化への対応など学校施設固有に求められる機能を確保し、学校施設としての資質向上を図ることとされております。

神河中学校は、平成23年4月に旧神崎中学校と旧大河内中学校が統合し、現在に至るまで13年が経過しているところでございます。学校施設及び設備の日々の点検や維持管理を行い、より安全で安心して生徒が学ぶため施設管理を行うとともに、より一層施設や設備を最大限活用できるような運用をしっかりと行っていきたいと考えております。

詳細説明につきましては、課長から御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問のとおり、神河中学校には校舎内、体育館及びプール棟にトイレを備え付けております。授業や部活動の際にトイレを使用する際には、この3か所を活動内容であったり活動場所に応じて使用することとしております。

活動時間の長い部活動の際は、それぞれの部で一番近い場所のトイレを使用しております。

防犯上常時解錠していないことは把握しておりますが、プール棟のトイレにつきましては部活動時や体育大会の練習時など長時間運動場で活用する際には解錠し、使用できるようにしております。

以上、小島議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。ありがとうございます。

一応ないということは把握されてるようですけども、このことについて学校の先生、いわゆる校長先生とかですね、学校側から屋外トイレの設置要望は教育委員会のほうに

出されているのでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。小島議員の質問にお答えさせていただきます。

神河中学校から屋外トイレの設置についての要望等につきましてはいただいております。神河中学校の維持管理及び修繕につきましては、建築から13年が経過し、機器や設備によっては経年劣化による故障も発生し、オーバーホールであったり修繕が必要な状態となっている箇所もございます。それぞれ学校と協議を行い、優先順位をつけて修繕を行いつつ維持管理を行っており、蛍光灯のLED化、エアコンのオーバーホールなどと併せて屋外トイレの設置についても協議を行っているところでございます。

以上、小島議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。

現場からもいろんな意見が出てくると思うんですけども、その中で私が聞いたところ、屋外トイレがないことについていろいろな支障が出ていることを現場の先生から聞いております。まず用足しするまでに移動の時間がかかること、特に特別支援学級の生徒が外で活動しているときにトイレに行きたくなったときに間に合わないときがあり、粗相してしまったこともあったということを聞いてます。また、社会体育でグラウンドを使用されるスポーツ団体の使用時でも体育館の鍵を開けることなく屋外トイレを使用できることは、手間も省けて、スポーツ練習に来ているメンバーの子供たちにとっても役に立つのではないかなと思っております。元気なときは何も思わないのですが、体調が優れないときにトイレが近くにないということは心理的に不安があります。このような不安を生徒たちに抱かせないように、屋外トイレの設置をお願いしたいと思います。

設置場所は、位置としては、多分ですね、校門の横の自転車置場の近くがいいのかなとは私は思っておりますけれども、学校と協議していただいて適切な場所をお願いしたいと思います。もちろん授業がなく、学校が閉まっているとき、校門が閉まっているときは外からは入れませんので、一般の人は使用できないということになります。この屋外トイレの設置についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。御質問にお答えさせていただきます。

御質問いただきましたとおり、特別支援学級に在籍している障害のある生徒であったり社会体育団体などの方々も神河中学校の体育館やグラウンドを使用されております。

非常に神河中学校の敷地につきましては広い学校敷地であり、トイレにつきましては設置場所であったり大きさなどの検討も含めて、設置する方向で協議を行っていきたいというふうに考えております。

以上、小島議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） ありがとうございます。その設置する方向でということになりますと、いろんなことで皆さんが喜ばれるのではないかと考えております。

じゃ、次に、防犯・防災の点から神河中学校の避難設備について伺います。

非常時の避難については、非常階段が校舎の北の端に設置されていますが、東方向に突き出ている 3 つの棟の東、つまり英語の大文字の E という字の形になっていますけども、その 3 つの棟の東の端は 2 階、3 階とも非常階段がありません。一部真ん中の棟の東の端は、2 階からは 1 階に下りる階段があります。それぞれ各階とも東端のドア、これは避難出口になっていますけれども、そこから外へ出た待機所があります。4 メーターか 5 メーターぐらいの空間ですけども、その待機所は 3 階から 2 階へ、あるいは 2 階から 1 階へは下りることができるんですね。それどういう方法かといいますと、床に設けてあります 60 センチほど四角の非常用避難ハッチがあります。それがつりはしごになっておりまして、それを下へ下ろすとはしごから下りることができますけれども、何せつりはしごですから、1 人ずつ下りなければ下りられないと。しかもぐらぐら揺れるつりはしごを下りていくのは時間がかかるし、怖いという恐怖感もあります。

この避難はしごをもっと安全に早く下りることできる避難シューターで、いわゆる救助袋ですね、これを設置してはどうかということです。御存じだと思いますけども、避難シューター、別名救助袋と言いますけれども、これは災害時に避難する際に窓から布状の袋を下へ落下させて、その本体の内部を滑り下りる避難器具となります。私も現職の頃、この避難シューターで下りる体験をしましたけども、下は見えない、周りも見えないということで、下も少ししか見えないので、はしごよりは恐怖感は少ない。訓練で慣れば素早く下りることできると、避難の時間が短くて済むという利点であり、しかも 1 人下りて、待っているんじゃないくて、1 人、また下りて 2 人目と、順番にさっさと下りることもできるということの救助袋ということです。

現在の中学校の先生方は、これまで訓練等ですね、ほかの学校でもいいんですよ、この避難シューターの使用をされたことは、経験されたことは、その先生はおありでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。御質問にお答えさせていただきます。

非常時の避難につきましては、各学期に一度、火災や地震、不審者の侵入など様々な災害を想定して避難訓練を行っています。2 階や 3 階からの避難経路といたしましては、非常階段、校舎内の階段、そして非常用ハッチがあり、それぞれのケースに応じた避難を想定しております。避難に際しましては、短い時間で効率的に避難できることが必要であり、257 名の生徒と教職員が短時間で避難するためには非常階段や階段が最も有

効な手段であるというふうに考えております。非常用ハッチにつきましても一つの避難手段でもあります。避難ハッチでの訓練はあまり行っていないようですので、今後、安全に使えるように訓練を行うように調整を図ります。ただ、避難ハッチを使う場合、不安定な縄ばしご、つりばしごのはしごで下りるために、生徒が使用するには少し難しい面があるというふうに思っております。今後、使用方法につきましても検討していきたいというふうに考えます。

なお、避難シューターを使用して訓練をしたことがある先生につきましては、確認した範囲ではいらっしゃいませんでした。

以上、小島議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） ありがとうございます。

現実にはこの避難ばしごとか、あるいは避難シューターですね、それを使って訓練することは非常に少ないと思いますね。中学校におきましても 1 年か 2 年に 1 回はしたことあるというふうに聞いておりますけれども、そのような非常時に生徒の身を安全に守るためにこの避難シューター、いわゆる救助袋の設置はいかがでしょうかということです。

価格を調べましたけども、2 階から 1 階に下りる、あるいは 3 階から 2 階に下りる、1 段階下りるところですね、1 セット 20 万円から、上はいろいろあるようです。生徒が訓練によって得た経験は、大人になってからでもきっと役立つと思います。この救助袋、1 段階、2 階から 1 階に下りる、あるいは 3 階から 1 階まで下りる、そういう長いものもあるということですけれども、場所によって適切に使っていけばと思うんですが、その設置についてのお考えを伺います。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。御質問にお答えさせていただきます。

避難シューターの設置をとということにつきましては、現在のところ設置することは考えておりません。非常時の避難では短い時間で安全で効率的な避難をすることが重要であり、加えて多くの人数が避難できることが大切であるというふうに考えております。高齢者施設や体の不自由な方々が生活される施設などでは、階段での避難となると介助であったり援助が必要となるためにシューターのような避難設備は有効であると考えます。

現在のところ中学校のような施設では既存の避難経路での対応することが最も有効な避難手段であるというふうに考えており、災害の種別や発生場所など数多くのケースを想定した避難訓練を行うことで非常時に備えたいというふうに考えとります。

以上、小島議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1 番、小島議員。

○議員（１番 小島 義次君） ありがとうございます。できるだけ安全な対策をしていただければ。避難するようなことがあってはならないんですけれども、めったにないことでもそれが発生すれば非常に大きな問題になっていくということで、日頃から避難訓練とか方法をしていただけたらと思っております。

次に、小・中学校における情報リテラシー、ネットリテラシー教育の充実をさらに進めていただきたいということです。

コンピューターがはやり始めた頃は、約３０年ほど前になりますかね、私もその頃から駆け出しのときに使ったことあるんですけど、そのときコンピューターリテラシーという言葉使われておりました。コンピューターの使い方のノウハウについて多くの捉え方が広まっていたと思います。

しかし、現在はスマホを使ったＳＮＳを中心に様々な情報が飛び交い、それを処理していくのに多くの時間を費やすようになってきました。また、当時とは比較にならないほど大量のデータを処理する必要が出てきました。そして情報の真偽を確かめる手段も複雑になり、多様になり、あるいは多岐にわたり、個人では対応できない状況も生まれてきています。現在では学校での情報モラル教育と同時に情報リテラシーやネットリテラシーの教育もなくはないものとなってきました。そこで各校では情報教育も教科のカリキュラムに上がってるとは思いますが、年間どのくらいの学習時間が割り当てられているのでしょうか。小学校、中学別にどうでしょうか、お伺いします。

○議長（澤田 俊一君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

インターネットリテラシー等の情報モラルを含む情報活用能力を育成することは重要であると、今後、特に重要であるというふうに考えております。ＳＮＳを含むインターネットがもたらすプラスの面とマイナスの面をしっかりと理解し、児童生徒だけでなく、各家庭でもＳＮＳによる被害に遭わない、加害者にならないための使い方をすることが大切であると考えております。各小・中学校の教員は、情報教育を進める一方で、インターネットリテラシーをしっかりと理解し、児童生徒へ適切な指導を行うために研修の機会などを通じて指導力の向上に努めることも求められていると考えております。

先ほどの質問につきまして詳細の説明につきましては、課長のほうから御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。御質問にお答えしたいというふうに思います。

御質問のとおり情報があふれる時代であり、一定数の児童生徒につきましてはスマートフォンやタブレットを使っていることも認識しております。

神河町ではＧＩＧＡスクール構想により児童生徒１人１台のタブレットを使用してお

り、タブレットの導入年度から総合的な学習の時間などにより情報教育を推進しております。今年度カリキュラムとして位置づけている時数につきましては、小学校では、学年に応じますが、１０時間から１５時間、神河中学校は各学年で５時間となつております。そのほかにカリキュラムとしての位置づけではなく、各教科での学習で電子ドリルであったり、調べ学習、スライド作成などの授業の中で活用を行っております。

以上、小島議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） １番、小島義次議員。

○議員（１番 小島 義次君） 日頃の学習活動の中でいろいろとコンピューター関係、あるいはカリキュラムが組まれていて、その中で子供たちは学習してるということで聞いております。

小学校で１０時間、これは年間でしょうか。神河中学校では各学年５時間、これは月間かな。その辺りはどうでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。あくまでもカリキュラムに位置づけておりますのは技術科でありまして、年間５時間となっております。

しかし、タブレット等を使っておる時間につきましては、各教科で使っておりますので、時数としては５時間より多いということで理解をしております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） １番、小島議員。

○議員（１番 小島 義次君） この時間帯、時間数というのは、１年間と見てよろしいんですね。１年間で１０時間というのはちょっと少ない気もするんですけど、ほかの教科との関係もありますからと思います。

これは、このカリキュラムがあるんですけれども、どのような内容で情報教育のカリキュラムが作成されているのかなということをお伺いします。その中で、今はやっております、社会的にも問題になっております詐欺情報とかネット情報の真偽を見極める情報処理、これはちょっと難しいかもしれませんが、そんな情報処理についての学習内容は入っているのでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。御質問にお答えさせていただきます。

カリキュラムにつきましては、小学校では各校・各学年・各教科の特質に応じてプログラミングを体験しながらコンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考を身につけさせるための学習活動として、小学校低学年では画面タッチから始まります。中学年になりますとキーボードの入力であったり調べ学習、高学年になりますと調べ学習であったりスライドの作成などを行っています。また、中学校につきましては、先ほども申し上げましたが、教育課程として技術科で位置づけられており、調

べ学習やまとめ学習、そしてプレゼンテーションなどを行っています。また、カリキュラムの位置づけではございませんけども、詐欺情報やネット情報の真偽を見極めるために、インターネット安全教室であったり、SNSとの上手な付き合い方教室であったり、サイバー犯罪被害防止教室などを行っているところでございます。

以上、小島議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） ありがとうございます。現場ではいろいろと子供たちが、いわゆるデジタル機器ですね、それを使いながら慣れていくと、その慣れていく中におきましてSNSあるいはインターネット安全とか情報の真偽を見極めると、そういうところがさらに付加価値として学習していく、そういうことが子供のうちから必要かなと思って、今、大人になって高齢者の方の詐欺とかありますけれども、その方たちがもっと小さい頃にいろんなネット情報の見分け方とかいうのを覚えておけばそんなに引っこからないと思うんですね。私も高齢者に入ってますけども、あっ、これは詐欺だなという情報がよく入ってきます。SNSにしても、それからネット上のメールにしてもですね、どんどん入ってくるんですけど、慣れてくればこれは詐欺だということがすぐ分かって、対応ができます。

世界的には、オーストラリアではSNS運営会社に16歳未満では接続できないことを義務づけ、違反した企業には約50億円の罰金が科せられる法案も提出されたり、またアメリカではSNS利用年齢の規制強化の州もあるなど子供へのSNSの利用規制が進んでいると聞きます。これはそのSNSを利用するということは、いわゆる脳に影響があるのを防ぐための取組だということも聞いております。子供たちは、こういう時代の流れの中で小学生の頃からスマホを手にはしていますが、本町では学校に持ち込んでいけないなど何らかの規制は学校でされているでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。御質問にお答えさせていただきます。

基本的には学校ではスマートフォンの持込みについては禁止というふうにしております。しかし、町外からの区域外通学で電車通学を利用している生徒が保護者からの依頼によって、帰宅、下校の際、最寄りの駅までの送迎連絡のために使用する場合など特別に許可したことはあるというふうな報告を受けております。

この場合につきましては、学校に登校後担任教諭にスマートフォンを預け、下校時に担任教諭から本人にスマートフォンを返すようにしております。

また、病気ですけども、持病を持っている児童生徒が健康観察、血糖値を把握するために特別に許可して校内でも持っているようなケースもございます。

最初にも申し上げましたが、基本的には学校にスマートフォンを持ち込むことは禁止というふうにしております。

以上、小島議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 基本的には学校に持ち込まないと、特別な事情がある場合は許可してるということで、それは当然のことかなと思っています。

学校にスマートフォンを持ち込んではいけないというのに、私の質問がちょっと矛盾してるかもしれませんが、実際に SNS などを使った被害防止の模擬的な学習ですね、これは別に SNS、スマートフォンがその場になくてもできるんじゃないかと思うんですけども、そんな学習はどうでしょうか、されてるんでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。御質問にお答えさせていただきます。

模擬的な学習、授業ということでございますけども、小学校の高学年児童や中学生の生徒と共に保護者の方々にも参加を呼びかけて、サイバー犯罪被害防止教室というものを開催しております。その際は、中学生は実際に自分自身のスマホを校内に持ち込んで、そのスマホを使って、SNS は使い方によっては非常に危険なツールになり得ることなどを学ぶことができる体験も交えた学習会を開催しており、SNS などによる生徒間トラブルを中心に被害や加害について学ぶ機会を設けているところでございます。

以上、小島議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） ありがとうございます。

実際にそういう学習会を行ったということですけども、これはそんなに年間に何回もできるものではないと思うんですけども、いわゆる非常に危険なツールになり得ることを学ぶ、そういう体験交えた学習ですね、これは年に何回ぐらいかということと、生徒間のトラブルですね、ほかの高校生のところではスマホを使ったトラブルはよく出ていると聞くんですけども、神河中学校ではそういうトラブルは今のところ発生していませんでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。御質問にお答えしたいと思います。

まず回数でございますけども、各校 1 回程度ということで開催しております。

次の御質問のインターネットトラブルでございますけども、本年に入って報告を受けている件数でいいますと 3 件ございます。

一つの件数につきましては、友人にメルカリというサイトでスマホを買ってもらった。自分が買えないので、友達に買ってもらったというケースがございました。

もう一つは、ネットゲーム、家でするネットのゲームですけども、その勝敗のことで学校で現実トラブルに発展する。ネット上のゲームの勝敗について、学校でそのまま

トラブルに発展している。

もう一つにつきましては、校内にスマホ所持という３件について報告を受けておりますけども、例年でいいますとネット上、SNS上でのいじりであったり、無断で友達の画像をアップするなどというトラブルも起こっております。その都度、生徒指導事案として指導のほうはさせていただいております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） １番、小島議員。

○議員（１番 小島 義次君） そういうトラブルがあったとき、対応していくのは非常に、すぐ、迅速に対応するということは、これは大事なことだと思います。それによって子供たちは、ああ、こういうことはしてはいけないということが身にしみて分かるんじゃないかと思っております。

そのようなネットの情報処理、中でもネットリテラシーというのは小学校低学年から段階的に取り組む必要があると言われていています。将来に向けて、子供自身が被害に遭わないためにもぜひ学習に取り入れていただきたいと思いますが、教育長の見解をお伺いします。

○議長（澤田 俊一君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。インターネットは、情報を得て、動画を楽しんだり、情報を発信したりすることで人と交流できる、あるいはメールやメッセージを通じて友達と連絡を取り合うなど、非常に便利なツールを活用して、日々利用していくうちにどうしても慣れや好奇心によりまして、先ほど課長も報告したような思わぬトラブル、自分自身が起こすトラブルもございますし、巻き込まれるトラブルもございますが、そういうことがあり得ます。

インターネットは世界とつながっていて、一度発信した情報を取り消すことは難しいことを理解した上で、インターネットから得た情報を正しく理解して活用する能力が必要です。そこでトラブルを防ぐために、ネットリテラシーを理解するような取組が必要であると考えております。先ほど答弁させていただきましたとおり、よりよい使い方や被害防止のための学習に議員おっしゃっていただいておりますとおり段階的に取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、保護者の方にもインターネット、特にSNSに関するトラブルをしっかりと理解していただくことも必要であるため、これまでと同様に保護者向けの講演会なども学校でも取り組んでいきたいと思っております。先ほども質問に対し答弁させていただいておりますとおり、学校内ではもちろんスマホ等は使うことはできません。子供たちはいつ使っているかといいますと、大半が家庭、学校帰りということになります。そういうことになると、保護者のほうにしっかりと管理をしていただくことも必要ですし、保護者自身がスマホによるトラブルは非常に怖いものであると、デジタルタトゥーとしてずっと残り続けるというようなことも十分に理解していただくための啓発あるいは研修会、講演会なども本当に力を入れてやっていきたいと考えております。また、社会教

育事業として人権講演会や地区別人権教室などの場においても今後は啓発も力を入れていきたいと、このように考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） ありがとうございます。子供の頃からそういう私たちとは違った世界の中、あるいは社会状況の変化の中で生きているわけですから、それに対応した力を今からでも子供たちにつけていくということは将来にわたって非常に大事になってくるんじゃないかと思っております。社会の変化に迅速な対応をしていただけたらありがたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。町内の個人商店の活性化をより進めていただきたいということです。

コロナ禍が過ぎまして、景気は回復傾向にあるとのことですが、まだコロナ禍以前の状態までには戻っていないと聞きます。物価も値上がりが続いており、個人の消費傾向も控えめが続いています。

当町では1年に1回か2回のプレミアム商品券が発行され、町民の皆様にとってはお得の感じがあります。これも最初の頃は個人商店の加盟が多く、個人商店を活性化するために実施されたものと聞いたことがあります。現在では消費者の要望によりまして量販店もこの商品券の利用ができるようになったということです。そうすると当然多くの方は、この商品券を量販店で使うようになりまして、個人商店での買物が少なくなって、当初の目的であった町内の商店の活性化がされにくくなったというふうに考えますが、町で把握されている実態はどのようなものでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

プレミアム付かみかわハートフル商品券事業につきましては、本年度事業を含めこれまで28回実施しております。その目的は、小島議員のおっしゃるとおり、町内の商店の活性化であり、町内消費の喚起及び域外流出抑制を目的としております。

把握している実態としましては、令和6年度事業は商品券利用期間が令和6年8月1日から12月31日となっており、現在事業実施中ですので、令和5年度の実績から申し上げますと、令和5年度の国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業を利用いたしまして、がんばろう商店街お買い物キャンペーン事業補助金として、プレミアム商品券、プレミアム率20%、事業費1,200万円として、内容は1セット1万円、1,000円の12枚つづりを5,000セット販売いたしました。1世帯購入上限5セットで、7月20日から8月2日申込開始としまして、8月9日、抽せんを実施いたしまして、申込者数5,083人、当選1,077人、商品券の使用期間は令和5年9月1日から11月30日として実施いたしました。

結果といたしまして、発行総額6,000万円、1万2,000円の5,000セット、20%プレミアムつきでございます。有効期限が令和5年9月1日から11月30日、取扱店舗は105店舗、回収金額、利用金額でございますが、5,984万8,000円、回収状況、利用率でございますが、99.75%ございました。

利用金額5,984万8,000円で、そのうち大規模店が4,654万9,000円、小規模店が1,329万9,000円で、大規模店での利用割合は77.8%、小規模店では22.2%と、大規模店での利用割合が高く、小規模店での利用割合が少なくなっております。

あわせて、コロナ前の令和元年度は、第19回と第20回の2回実施しておりますが、第19回では発行総額が2,750万円で、期限としまして令和元年の6月9日から令和元年の10月31日までで、店舗数が87店舗、回収金額が2,747万6,000円、回収状況、利用率としましては99.91%で、そのうち大規模店としましては74.4%、小規模店としましては25.6%。そして第20回、令和元年度2回目の分は、発行総額、同じく2,750万円で、有効期間が令和元年の10月1日から令和2年の3月20日で、取扱店舗は同じく87店舗ございました。回収金額が2,739万2,000円で、回収状況が99.6%、大規模店は、そのうち74.58%、そして小規模店では25.42%ということで、令和元年度、コロナ前の大規模店と小規模店の率、それと直近での令和5年度の実績としましては、このように把握をしておるという状況でございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 町民の方の消費者側から見れば、これは、商品券、非常に便利なもので、どうしても量販店、大規模店のほうへですね、流れてしまうと。これはどうしても否めないとは思っております。そのうちで約20%が小規模店のほうにも使われている、25%ですか、そういうふうになれば、まあまあそこそこ個人商店でも使われているのかなと思っております。

私は、ある商店の方から、コロナが済みまして、経営は本当に厳しい状況にあると聞いております。その内容は、コロナ禍のときは収益減を補填する補助金がありましたが、コロナが過ぎて平常な暮らしが戻っても、お客さんはあまり戻ってこない、収益は減ったままである、補助金もありませんということ。そして、ほとんどの人がこの商品券を量販店で使われ、個人商店で使われることがとても少ないんじゃないかと。その商店の方はですよ、そう感じておられて、何とかならないものでしょうか、このままだと、頑張って経営努力をしても限界があり、店を閉めなければならないことになるような結果になって、厳しいものがあると。少しでもこの商品券を個人のお店で使ってもらえるような工夫をしてほしいという悲痛な声にも似た声が聞こえてきました。

個人商店の中には、昔から神河町の地元の名産品を生み出している優秀な商店もたくさんあります。その店が閉店に追い込まれるということは、町としても損失が大きいのではないかと思います。

そこで、この商品券を個人商店で使ってもらえるような付加価値として、例えば11枚つづりのうち数枚は個人商店でのみ使用できる券にするとか、あるいは商品券が使用できる対象店名のリスト、これは冊子の裏に書いてありますけれども、そういうリストの中で個人商店には星印なんかのマークをつけて、この店で買うと5%ぐらい、ぐらいとは言いません、5%の値引きがありますよ、そのようなことを、少しでもお客さんが個人商店で買物をしてもらうような仕組みをつくっていったらどうかと私は思っております。

その値引きの5%、これは商店側で券を換金するときに町から補助としておけば、商店側のマイナスは、持ち出しはなくてもいいんじゃないかという感じになるんです。このような仕組みで、少しでも個人商店が存続できるような取組はいかがでしょうか。今までもいろいろとされてきたと思うんですけども、さらに何らかの方法で個人商店が存続していけるような方向を考えていただければと思います。この地元の産業あるいは商業として非常に価値のある商店も多いと思いますから、ぜひともそういう取組をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

個人商店利用増加に向けた取組といたしましては、現在、スタンプラリーを実施しております。スタンプラリー期間内である8月1日から10月31日の間に商品券を利用させていただいて6店舗で買物をし、スタンプをためた方に抽せんで賞品の進呈が行われるもので、特定の店舗に偏りを少なくすることを目的として実施しております。

議員御提案の個人商店利用の5%値引き等の取組につきましては、各店舗で取り組んではしい御提案として考えており、個人商店限定利用枚数の設定や、大規模店と小規模店のプレミアム率を変えるなど、これまでも検討を重ねてきております。

現在、利用枚数の設定やプレミアム率を変える等につきましては、同じ商工会の会員の公平性の担保というところで、行っていないということでございます。それが現在の商品券の仕組みとなっております。

商品券事業につきましては、引き続き商工会と十分に協議、検討し、目的である町内の商店の活性化、町内消費の喚起及び域外流出抑制に向けた施策を考えていきます。

あわせて、この商品券事業をきっかけとして、商店等の方々には、お客様が自店へ来ていただけるような取組を検討していただき、行政、商工会、各商店等が協力し合い、より効果的な商品券事業にしていきたいと考えております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） いろいろな取組、ありがとうございます。

スタンプラリーを実施されているんですけども、これ、利用率、どのぐらいあるか分

かるでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

スタンプラリーは、令和4年度は2回、商品券事業があったんですが、25回、26回とありまして、その26回から始めております。26回につきましては、スタンプラリーの期間としましては令和4年10月1日から令和6年1月31日で、100名の賞品の進呈というところで、申込者数としましては246名ございました。そして、先ほどの令和5年度の実績分としましては、令和5年9月1日から10月31日で当選者数200名のところ、申込みとしては410名ございました。そういった形での実績としまして御報告させていただきます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） もう一つ、個人商店利用の5%値引きの取組が、これ各店舗で取り組んでほしいとの提案とありますが、その5%値引きの分は、これは個人商店が負担すると考えていいんですか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） 先ほども申しましたとおり、5%の値引きの取組につきましては各店舗でできれば取り組んでいただきたいというふうに考えております。その分につきましても、商工会と十分に、商品券全体のことですので、商店さん等も含めて、会員さんですね、含めて、今後、協議、検討をしていきたいというふうに思っております。基本的にはそのように思っております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。

これから先、人口減少で商店の活性化はなかなか難しいと思うんですけども、いろんな取組を通じて、将来の神河町の住民が安心して住める取組、あるいは安心が持続できる取組をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で小島義次議員の一般質問は終わりました。

○議長（澤田 俊一君） ここで昼食のため暫時休憩といたします。再開を13時ちょうどといたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

午前中に引き続き一般質問を行います。

次に、6番、吉岡嘉宏議員を指名します。

6番、吉岡嘉宏議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。今回の一般質問につきましては、2点、一般質問をします。1つ目は、熊対策、非常に熊が多いと。出沒、目撃情報が異常に今年度多いということで、熊よけ鈴の購入補助制度についてどうかという話と、もう1点は、以前述べました、まきストーブ、ペレットストーブ購入補助についての2点について質問します。

まず、1つ目の熊対策として鈴の購入補助制度の創設はどうかという点であります。

令和6年度の熊の目撃・痕跡件数は、11月20日現在で45件、令和5年度は9件というようなことで、突出した状況となっています。告知放送では注意喚起はされてますが、町民の安全を守るためにも、熊よけ鈴の購入補助をされてはどうかという私の提案であります。

ちなみに、振り返りますと、熊の目撃・痕跡件数は、令和元年が7件、令和2年が26件、令和3年36件、令和4年15件、令和5年が減って9件、ところが令和6年に45件という数字になっています。早朝のごみ出しのときとか、朝夕のウォーキングの際の熊の出沒を危惧され、熊よけ鈴の要望を町民の方からお聞きをしています。私が言い出したわけではありません。私も町民の人に要望を聞いて、これは必要だなと思って要望しているわけです。町執行部においては、告知放送で注意喚起をしていただいておりますが、町民の安全を守るために、希望者には上限1,500円程度で熊よけ鈴の購入補助制度を創設し、町民の安全を守るべきと思いますが、いかがなものでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 吉岡議員の御質問にお答えします。

御指摘のとおり、今年はツキノワグマの目撃・痕跡等の情報が過去にない件数となっております。特に10月は町内各地での目撃等が20件を超えまして、今月に入りましてからも数件、目撃情報が報告されております。その結果、町内に5頭から6頭が出沒しているのではないかと推定されたところであります。

町では、住民の安全を守る対策として、10月2日から防災行政無線による注意喚起を継続的にいき、7日からは町内3か所で有害捕獲を実施、30日には1頭を捕獲しました。注意喚起は広報かみかわ、ケーブルテレビでもいき、区長会、山林部長会議でも状況をお知らせし、注意を呼びかけました。有害捕獲は11月末まで、防災行政無線は12月も継続し、住民の皆さんの御理解、御協力もあって、幸いにも人身事故の発生には至っておりません。

ツキノワグマは本来臆病で人に気づくと逃げますが、人身事故が発生するのは主に出会い頭です。不測の事故を防ぐためには、ふだんから熊がいるかもしれないという意識

を持ち、町の防災行政無線や周囲の状況等から危険を予測、想像して行動していただくことが非常に重要です。出没の可能性が高い時期、場所、時間帯の行動を避けるのが最善ですが、そのような状況下でも外出、行動する必要がある場合には、自分の身は自分で守るという意識を持ち、そのための対策を取ることも大切です。熊よけの鈴もその一つで、町内でも複数の店舗等で販売されており、既に購入され、御利用の方も相当数あるようです。

熊に限らず、獣害対策は、これまでも住民の皆様の自助、共助、行政による公助の三位一体で進めており、今後も同様の対応と考えています。鈴などの自分の身を守る対策への助成は住民の自助意識の低下にもつながりかねず、使用者自身の費用で購入されるのが適切であると考えております。

また、今年状況を踏まえまして、町職員や住民がツキノワグマの生態等について正しい理解を深めることも大切な安全対策であると感じておりまして、今後はそのような取組も進めてまいります。

なお、詳細につきましては、農林政策課長からお答えします。

○議長（澤田 俊一君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。まず、今年の熊の状況でございます。

町内での目撃等の情報件数は11月の末現在で48件。これには、ふんなどの痕跡の情報や、町の監視カメラによる確認等も含まれております。このうち目撃情報は27件で、うち16件は車内から、直接目撃されたのは11件で、状況の不明なものを除きますと、いずれも人に気づいて山などへ逃げております。

目撃の時刻は、朝7時までと夕方4時以降が全体の85%を占めます。月別では10月22件、11月10件と、この二月の間に目撃等の70%近くが集中をしております。11月下旬には栗賀ブロックで2頭が活動しておった模様でございまして、12月に入りまして4日、9日、昨日11日と目撃がありまして、予断を許さない状況でございます。県全体の目撃は、11月末現在約1,030件、平成22年に次ぐ多さで、餌となるドングリ類の大凶作が主な要因と言われております。

町内での今年目撃等の大きな特徴は2点ございます。1点は、これまで目撃等が比較的少なかった栗賀ブロックが突出して多かったこと。もう1点は、町の南部、特に栗賀・寺前ブロックの集落の中での目撃等が多かった点でございます。これらは、人が多く、熊の餌となる果樹等の誘引物も多いことが要因ではないかと推測をしております。

また、令和元年からのデータを集計しますと、時期では10月が一番多く、11月、7月がこれに続き、今年はいずれの月も過去最高です。地域では栗賀、長谷、小田原の各ブロックで多く、これらの地域には熊本来の生息域である雑木林が多いという特徴がございます。

これらを整理しますと、今年は急に熊が増えたというのではなくて、この近年は、少

なくとも五、六頭の熊が町内の、主に雑木林を生活圏としており、今後も山の条件が悪い年には集落へ頻繁に出没する可能性があると考えております。

次に、町が行った安全対策の状況です。

有害捕獲は7月から8月にも実施をしましたが、捕獲には至らず、10月は町長答弁のとおり、地域住民の皆様の多大な御協力がありまして、痕跡の通報があってから6日目ようやく1頭を捕獲できました。なお、有害捕獲につきましては、昨日からまた再開をしておる状況でございます。

防災行政無線では、町内には複数の熊がおり、いつ、どこに出てもおかしくないということを住民の皆さんに御理解をいただくために継続して放送をいたしました。ラジオを持ってウオーキングされる方を見かけるなど、一定の効果があったというふうに思っておりますけれども、一方で、回を重ねることによりまして住民の不安をあおる結果になっていたとも感じておるところでございます。これは、対策に直接従事する私たち職員もそうですけれども、これまであんまりなじみのなかった熊に対する知識や経験の不足が不安の一つの要因になっておるというふうに考えられまして、住民を含めた学習の機会も必要であると思っております。

鈴等の熊の対策用品につきましては、中はりま森林組合では、山菜取りや山歩き用の熊ベル、これは1,600円ほどしますけれども、これを通年販売されております。熊よけの鈴については、町内複数のホームセンターで各種が販売されておりまして、熊対策用品のコーナーを設置された店舗もございます。組合のものと同じ熊ベルのほかに、鈴やホイッスルは400円から1,200円程度、ラジオやブザーは1,000円から3,000円程度ですけれども、そこそこ売れているということで、既に購入、活用されている方も多いと思います。

また、熊よけの鈴は百均ショップでも販売をされておりまして、通勤に利用している職員もおります。複数人で話しながら歩いたり、手をたたく音なども有効だと言われておりますので、日常生活では、この百均の鈴でも十分役に立つと思われます。なお、町内のショップでは、11月の末には売り切れておったようでございます。今後は、このような対策用品の入手に関する情報も、注意喚起に併せて発信したいと考えております。

ただ、これらの対策用品も、雨や風の日、川の近くなどでは効果がない場合もありまして、持っていれば絶対安心というわけではございません。町長答弁のとおり、出没の多い時期、場所、時間帯を知って、避けるのが熊に会わないための最善の方法でございます。対策用品は、そのような状況下でも、やむを得ず、または個々の判断で行動する場合に、その方の責任において購入、使用すべきものであって、町内で安価でも購入できますので、自助努力として対応していただくのが適当であると考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡でございます。この話については、経過をた

どると、11月の産業建設常任委員会があったときに、全戸配布はどうかということ
で、100円や200円のもんでしたら大した財政負担もないんで、全戸配布でどうか
なというような話を出しました。当局回答としては、そういう、例えば百均で買ったよ
うなもんをもらっても、使えへんかったり、もうなくしたら、それでしまいとか、やっ
ぱり自分がお金を払って買うことによって、大事にしてもらえるし、気をつけてかばん
等につけるようになるんだらうということで、無条件で配るのはいかがなもんかなと、
そういう当局答弁でした。ああ、なるほどなと僕は思うたんですね。思うたんですけ
ども、要望のあった方については、僕も要望を聞いて、なるほどな思うたんやけども、有
線放送、告知放送ですね、これで気をつけましようは十分ありがたいんやけども、やは
りちっちゃな町で、兵庫県一人口が小さい町、逆に言うと、一番きめ細かい住民サービ
スがやりやすい町じゃないかと、こういうことなんですよ。

そういうふうにできひんのかなと、配ってもらわれへんのかなという話やって、僕も
調べまして、執行部が言うんもそのとおりで、無条件で配ったらこれはあかんなと僕も
思うたんです。で、調べました。でね、今日の提案の仕方も、僕まずかったな思うん
ですけど、先進地が鳥取市なんですね。鳥取の担当とも話しました。この鳥取市のクマ
よけ鈴等購入補助制度というので、僕が言うのと一緒で1,500円上限で補助をす
るというものなんですありますが、これは区単位でやったんですね。神河町でいうたら柏
尾区とか栗賀町区とか寺前区とか、区単位で区長さんが恐らく協議会等を最寄りで開い
て、各隣保長、何個要るってというようなことを聞いて、ほんでオーダーを取って、1,1
00円から1,500円のもんが多かったということです。百均じゃなかったですよ。聞いた
んです。小ましなもんにしようということで、百均ではあかんだろうと、こういうこと
やと思います。最高で3,800円のが一番高かったと、そういう話です。

ここからがちょっと面白くってね、今はもうオーダー全然ないんですと。えっ、どう
いうことですかって聞くと、平成23年度頃に制度をつくって、平成23年に7集落4
8個、平成24年は10集落102個、平成26年は1集落の6個、下火になった。で、
ここ数年ないんですよということです。これは僕なりの分析でいうと、非常に危険な、
熊がよう出る地域は区長さんが取りまとめて注文聞いて、要る人だけ配って、それでも
う落ち着いてしまったと、こういうことやと思うんですね。だから、神河町においても、
担当課はしないとおっしゃられましたけども、区長会で一定の区、熊よけ鈴が必要やな
ということでオーダーを区ごとに取ってもらって、もう要らんという区はなしで、区単
位でオーダーを取ってもらって、区長さんを窓口に渡して、区長さんが隣保長を通じて
配ると、こういうことができるんちゃうんかなと思います。もちろん区がやってくれへ
んかったから私一人やけどいうて、1,500円の買ったんやいうて来ての人もオーケ
ーにしたらどうかと思うんです。ちょっとそんなことを思うんですけども、ここら辺
りでお考え、どうですか。私がこの説明、もっと早うしときゃよかったんですけども、
区単位の取組ということでどうかと思います。

それから、これは特殊やと思うんですけど、今年の7月に養父市で山へ入った方が熊に襲われとんですね。これは熊が手負いやったということで逆襲をされたということで特異なケースとは思いますが、さっきも町長の説明であったように、ごみ出しに行ったら出会うて大きな声が出てもうて、熊もうわあいうて、とっさで熊のあの大きな爪でがっつとやられたらもう一巻の終わりです。だから、町民の命を大事に思うということで、これぐらいのことはできひんのかなと思うんですよ。

例えば鳥取市の例でそれを振り返ってみると、神河町レベルでいうと100人の人が1,500円の鈴を買ってそれを補助してくださいっていうと、100掛ける1,500円は15万円です。この一般財源が惜しいという自治体はどこもないと思うんですけど、それも踏まえて、どうです私の考え。これに対して御意見欲しいんですけど、副町長か町長か課長か、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 吉岡議員の御意見は、それはそれで我々も受け止めさせていただきます。

金額でいいますと、そんなに大きな金額にならないということでもあります。100人掛ける1,500円というのは支出がそんなに難しいのかという、そういうことではありますが、我々執行部の見解としてはそのぐらいの15万円になる、100人にしても15万円、1人1,500円ですから、逆にそのぐらいで購入ができるので自助努力で何とか購入をいただけないかというのが我々の考え方でありまして、それが5,000円するとか、そういうふうになってくると、そこはまた考える余地があるのかなというふうには思うわけでありまして、安いからというところもあるんですが、ぜひ自助努力で何とか購入いただけないかなという、それが我々の思いでございます。

ただ、鳥取市については、既に平成23年度から制度化をされているという事例があるわけでございますので、それはそれとして受け止めさせていただいて、恐らく今年度、昨日も親子の熊が目撃されているわけなんです、もういよいよ冬本番になろうというところでもありますので、本日の御意見いただいて、また今後、来年度になるか分かりませんが、その状況も踏まえながら、またどういう取組をするかいうところは、一度議論はさせていただければと、そのように思う次第でございます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。今年が45件という、最新情報は48件ですけども、すごい数になって、目をむくような数ですね、10件やそんなもんやったもんがどんと増えて、なおかつ捕獲もあったということで、危険度が増しているということでもあります。

これは来年、令和7年度も同じような感じで来た場合に、有線放送だけで、告知放送だけでいいんですかって僕は言いたいんですね。やはり人口が1万人あるかないか、推計人口でいうと9,700人ぐらいで、住民基本台帳人口は1万人持ってますが、実際に

近いという推計人口はもう1万人を切ってます。9,700人程度の町民の命と安全を守るということで、ぜひきめの細かい、できる町なんですよ、だから、僕はやってほしいなと思っているわけです。コメントありましたらお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） おっしゃることも十分理解するわけであります。ですので、ただ、今の段階としては、それは高額ではない、比較的買い求めやすい価格帯であるので、そういうところも考慮していただいて、ぜひ自助努力で購入していただきたいというのが今の考え方でございますので、ただ、言われるところもしっかりと受け止めさせていただいて、どうするのかというところは、今日のこの場ではお控えさせていただきたいというふうには私自身思っておりますので、御理解いただければというふうに思っております。

今年ほど山の食べ物が凶作というのは、過去にまたなかったというふうに思っておりますし、また、人里に出てくれば、柿とかいろいろと果物もあるんでしょうけど、今年は柿も凶作ということでございますので、熊にとっては本当に食べ物が無い、人里に出ても食べ物が無いという大変な状況にあって、12月になっても人里に餌を求めて出てくるということであります。そういうことも我々、しっかりと受け止めはさせていただいて、次、何をすべきかというところは今後、今日の意見を受けてまた考えさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。鳥取市の事案、ありがとうございます。私どものほうで鳥取県の事例というのを調べておりますので、それも御紹介させていただきたいと思えます。

鳥取県では、これツキノワグマ遭遇防止事業ということで、最初が平成19年でしたか、に制定をされたものでございます。それからちょっと改正がありますけれども。この事業については、熊よけの鈴の配布というのもこの事業の中に入っております、1個当たり1,500円上限で3分の1の補助ということで、2件の事業にはなっております。ただ、この遭遇防止事業といいますのは、鈴を買うだけの事業ではございませんで、その前段として注意喚起広報事業、これが看板の作成とか忌避剤の購入のようなものをする、市町村に対してという補助になってますけれども、こういう事業。それから2番目に学習会の開催事業というのがございます。これは講師の謝金であったりテキスト代であったりというようなもので、学習会1回当たり幾らというような補助事業になってます。それから3つ目に熊よけ鈴の配布事業というふうになって、この3点で構成される事業ということになります。

私どもの町としまして、今まで注意喚起は放送でしておったわけですがけれども、私の回答の中にも若干ありましたけども、熊のことをあまりよく知らないというところで、必要以上に怖がってしまっているというようなところもあるんじゃないかなと思います。

ですので、注意喚起は今までと同様、もしくは鈴の購入する場所であるとか、そういうことも含めて注意喚起をする。

それから、一番大事なのは、僕、この学習会事業というのじゃないかなというふうに思ってます。鈴の配布については、私は今の回答どおりで、自助努力でしていただくの
がいいんじゃないかなとは思っておりますけれども、まずは熊のことをよく知るとい
うことも非常に大事なことで思っております。有害鳥獣対策どれもそうですけれども、
相手の動物のことが分からないと対策もしにくいというところがありますので、この学
習の機会というのに関しては、もう早速来年度からでも考えてまいりたいというふう
に思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 6 番、吉岡議員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 課長、ありがとうございます。学習活動を令和7年度か
らやるということで、僕はすばらしいと思います。ぜひやっていただきたいと思いま
す。

それでは熊よけ鈴の購入制度はなしでって、はい、とは私申しません。あくまでも継
続で考えてますので、町長からもそういう答弁いただけてますんで、当局側も頭のほう
に置いてほしいなと思います。来年の状況もあるでしょう、熊の状況もあるでしょ
うということで、私はやるべき事業じゃないかなということで思ってます。また状況
を見て一般質問するかもしれません。

次に移ります。2 番目、令和4年3月議会、年度でいうと令和3年度の一般質問で提
案しました、まきストーブ、ペレットストーブ購入補助制度の具体化はどうなったでし
ょうか。

今年の異常な夏の気温に見られますように、地球温暖化防止の取組は官民挙げての大
きな課題です。CO₂ 排出抑制の一環として、化石燃料を使わないまきストーブ、ペ
レットストーブの補助制度を西播磨地域の自治体に倣って導入する旨の提案をし、その
ときは具体化をしていくというような回答でしたが、その後の町の取組についてどうで
しょうかという質問です。答弁、よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和4年3月議会の一般質問で、吉岡議員から2050カーボンニュートラルの実現
に向け、当町は森林資源に恵まれていることから宍粟市で取り組まれているようなま
きストーブ、ペレットストーブ等の木質バイオマスストーブの導入費用の一部を助成する
制度を創設すべきといった御質問がありました。

当町におきましては、2030年度を目標に脱炭素化に取り組む地球温暖化対策実行
計画（区域施策編）、これは令和4年3月に策定をし、基本施策1、エネルギーの脱炭
素化の具体的な取組、森林バイオマスの利活用検討では木質ペレットストーブやまき
ストーブの普及を推進するとしております。また、2050神河将来ビジョンにおいても、

山の再生と保全・活用や環境保全・再生可能エネルギー等の活用といった将来像を掲げています。

これらの計画やビジョンを踏まえ、令和6年3月に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の具体的な事業計画として、脱炭素化施策展開事業計画を作成し、森林バイオマスの利活用検討の具体的な施策として、ペレットストーブ、まきストーブの普及を促進するための啓発用ハンドブックを令和6年度に作成、令和7年度に配布することとし、現在、作成を進めているところです。

また、ペレットストーブ等購入者に対して燃料を提供するなどの制度を構築し、普及促進を図るという具体的施策についても、令和6年度から令和7年度にかけて制度設計、令和8年度から制度運用の計画としております。

御質問のあったストーブ本体の導入補助については現在未着手ですが、燃料供給等の制度と併せ、令和8年度の運用開始に向け制度設計を進めてまいります。

その他、脱炭素化施策展開事業計画では、公共施設などで町・県内産材の活用を促進し、未利用木材については木質バイオマス熱電供給施設での有効活用を図るという施策もございます。

現在、兵庫県との連携により、町内観光施設等において木質バイオマスボイラーの実行可能性、採算性を調査するF S調査を実施しており、町内でもチップ製造を進められている業者もございますので、兵庫県、民間事業者との連携による事業の検討も進めてまいります。

以上、吉岡議員に対する回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。ありがとうございました。

前向きな答えやったと思います。令和8年度の運用開始、私が言いましたペレットストーブとかまきストーブの本体の導入補助について、令和8年度から運用開始に向け制度設計に入るということで、これはこれで満足です。

テレビ見ている人もぱっと分からんだろうと思うんですけど、ペレットストーブというのは、木質チップをぎゅっと圧縮したようなものを、きれいな炎が見えるようなストーブ、五、六十万しますね、高いもんです。それからまきストーブも似たようなもんで、これもデザインも美しいし、これも高い。ええのんすると100万近くいきます。その代わり、炎が見えて、火に当たっていると心が和らぐというか、ファンヒーターとは話にならへん、そういう、すごくいいもんで、結局、灯油をたかへんからCO₂が出えへんと、これが大きいというところであります。

それで、次もちょっとこの件で入るんですけども、令和4年3月議会のときに、この一般質問のやり取りの中で、覚えとってかどうか分かりませんが、木の駅プロジェクトというものを進めたいというようなことがありました。私が覚えている限り、木の駅プロジェクトというのは、例えばペレットを製造している事業所、会社が町内にあると。

あるようですけども、そこが前提で、町とか町が支援するNPOとか、これが山林所有者等から間伐材を受け取る。間伐材を頂いた所有者には地域商品券を渡す。木質事業者、ペレットを作っとるとこは手数料を町からもらう。さっき言いました、間伐材を出した所有者は地域商品券でペレットを買うのはもちろんのこと、町内の小売業者さんで何でも好きなもん、日用品でも食料でも服でも何でも買う。これで町内の経済循環にもなるというのが木の駅プロジェクトであります。これは丹波市が先進地でやっていますが、ここらについて、このペレットストーブを進めるという中で、ペレットが重要な話になりますんで、前回の一般質問から木の駅プロジェクトに触れられたんですけど、執行部のほうはね。何か新しい木の駅プロジェクト、ペレットを広めるということで、何か動きとか構想とか、もしありましたら、いい機会なんでお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。ペレットにするための木を集めるという、そういう丹波市のようなプロジェクトとしては、まだ何も当町にはございません。

この木の駅プロジェクトは他県でもあると思うんですけども、要は山主さんが自分の山を自分で間伐して、軽トラにそれを積んで、そこへ並んで、この地域商品券と交換したりというような事例であるというふうに認識してます。

当町でペレットストーブ導入の制度を考えていくというときにも、町内にペレットの工場がないというところで、町内の木がといいますか、町内からの二酸化炭素の排出量の抑制には、直接はつながらないというところがありまして、まずはストーブを買うところからと。それが増えていけば、ペレットの工場なんかがつくれればええなというふうには思ってます。

1つだけ、今の時点で、もうこの木の駅プロジェクトと同じことをしてますのは、町の単独の森林整備事業でございます。これは、個人の方が間伐をされて、個人で木を持ち出して、例えば今でしたら森林組合になりますけれども、森林組合へ持ち込まれた場合には、一般の間伐のときに搬出補助金というのをを出しておりますけれども、それと同じ算定の方法で、その方に対して搬出補助金を出すという制度は現行もありまして、利用はやはり、個人の山を個人で間伐される方というのは非常に少のうございますので、これまで1件2件の御利用があったかなという程度の状況でございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 木の駅プロジェクトについて、結論から言うとこれからだということで、ペレットをきちんと作る工場が町内にないと、これは事業として成立しないと、こういうことだろうと思うんですけども、こういうことは一気にはなかなか進みにくいとも思いますし、慎重に進めてほしいなと思います。

もう最後になりますけれども、今日の神戸新聞を見ておったら、姫路市が脱炭素先行

地域を離脱ということがありました。これは、太陽光発電設備から電気を買って姫路城など13地域に供給する計画でありましたが、当初計画より5,000万の予算増になるということで脱退をされたということです。ほかに県内は神戸、尼崎、淡路、加西の、あと4自治体が選ばれているということでございました。

僕、これを見て思うたんですけども、こういう脱炭素事業をやろうと思うとお金も手間暇もかかるから、急に大きなことをやると、後々、脱退とか、姫路みたいな大きな、優秀な職員がいっぱいおられても、そういうこともあるというふうに思いますんで、この脱炭素事業、私が申しましたストーブの補助事業ぐらいは、そんな大きな規模でも何でもございませんですけども、こういう国指定とか、国が補助金つけるというような事業につきましては慎重にやってほしいなと、そういうふうに思いました。何かコメントありましたら。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 脱炭素事業については当然慎重に進めていかなければいけないということでもありますけども、最初の答弁でも申し上げましたように、やはり2050神河将来ビジョンで掲げております山の再生というところはしっかりとやっていく、そのことがカーボンニュートラルにつながっていくということであるというふうに捉えております。

以前にも、山の再生どのようにやっていくんだというふうな議論というか、私の考えも申し上げたとは思いますが、やはり神河町これだけ、約9割が山に囲まれている、その中に広葉樹と針葉樹がある、そしてまた人工林、自然林があるわけございまして、杉、ヒノキの間伐だけではなしに、やっぱり広葉樹の落葉樹の更新もやっていかなければ、ナラ枯れ対策というところにも更新することで効果が出るということになりますし、とにかく山の地肌の下草が生えない、そういう環境が一番よくないというふうに考えております。下草が生える、そういう環境、そしてまた広葉樹、実のなる広葉樹、そういったところを更新することによって、さらに山全体が活性化してくる。イコール野生動物の貴重な食料確保にもつながっていくわけですので、そこをしっかりとやっていく。できれば神河町で全て完結できればいいなというふうには思いますが、しかしながら、最近いろいろな方々と話しする中で、なかなかそれ、実質難しいのではないかなと、そういう話も聞いております。

ただ、今、現段階でチップ工場をいよいよ建設するという、そういう企業もあるわけございまして、チップを活用していく、当然その企業はもう出口は見つけられているとは思いますが、しかしながら、近くに、神河町内で使えるということは非常に効率もいいわけですので、チップをいかに活用していくか。一つはストーブということじゃないしに、ボイラーということもありますし、そういうところも今後考えなければいけないというふうに思っておりますことと、とにかくペレットストーブであるチップボイラー、あるいはまきストーブ、全て化石燃料に頼らない熱源でありますから、それを

化石燃料から自然エネルギーに換えることだけでも脱炭素につながるわけですので、神河町内でということにあまりこだわらずに、兵庫県エリアを一つのエリアと考えながら、広域的にもやる必要があるのではないかと、そのように考えております。

いろいろな計画をつくっております。計画が目的ではなくて、その計画を立てて、それをいかに実行に移していくかということが一番重要でございますので、令和7年、8年度いうふうに申し上げました。それが実現できるように最大の努力を払っていきたい、このように考えております。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。これで終わります。どうもすみません。

○議長（澤田 俊一君） 以上で吉岡嘉宏議員の一般質問は終わりました。

○議長（澤田 俊一君） ここで暫時休憩いたします。再開を14時5分とします。

午後1時45分休憩

午後2時05分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

次に、7番、松岡宣彦議員を指名します。

7番、松岡宣彦議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。長い長い夏が終わり、秋が来ず、急に冬になってしまったんです。今日の一般質問は、その暑い暑い夏に関する事なんで、ちょっと季節外れかとは思いますが、今から対処しといてちょうどいいんじゃないかと思ひ、この12月に暑い夏、来年の夏に向けての対処法ということで一般質問させていただきたいと思ひます。

夏に、小学生、中学生に対する学校行事なんかについての話なんです、小学校、中学校、その生徒で、過去2年間、学校内において、学校内、それから家庭に限らず、一番恐ろしい熱中症にかかったのは、軽症、重症、それぞれ何名ほどいたか。そして、何かしらの対策を取っていたのか。また、来年度、熱中症患者ゼロを目指して、十分な水分補給はもちろんです、ほかにも何か新しい対策を考えておられるのか、質問いたします。

○議長（澤田 俊一君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。ただいまの松岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

近年、地球温暖化の影響によるものと思われる気候の変化が指摘されており、夏になりますと、今、議員も御指摘のように、連日のように熱中症のニュースが報道されてお

ります。年齢を問わず、熱中症による救急搬送等についても報道されており、兵庫県では約４割の方が住居で発症されており、仕事場や屋外よりも多く熱中症を発症されています。

熱中症予防の１つ目として、きちんと朝御飯を食べ、睡眠をしっかりと取り体調管理を行い、小まめな水分補給をするということが大切であると考えております。

２つ目として、町内の学校、園でも熱中症アラート情報や暑さ指数（WBGT）を用いて校内放送などによる注意喚起を行うとともに、気温の上がる時間帯を避けて外の活動を行ったり、あるいは外の活動を取りやめたりする工夫を行っております。

あわせて、児童生徒には水分補給をしっかりと取るようにということはしておりますし、お茶などは持ってきている、たくさん、この頃は大きな水筒で持ってきている子もおりますが、持ってきておりますが、それだけではなく、夏場にはスポーツドリンクなどを持ってくることも可としております。そして、学校では、先ほど申し上げましたが、水分補給を行う、特に体育的な行事を行う、あるいは部活動のときには時間をきちっと決めて水分補給を一斉に行うと、そういうような指導もしております。

なお、詳細説明につきましては、課長から御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。松岡議員の御質問にお答えします。

学校で熱中症の疑い、頭痛・発熱・倦怠感などですが、その症状がある場合、救急搬送した事例はありませんが、保健室で体温を下げるなど応急処置を行い、救急搬送が必要ない場合についても保護者に連絡し、病院等の受診をお願いしているところでございます。

受診後、熱中症の診断を受けた過去２年間の児童生徒数ですけれども、小学校では、小学校２年生が３人、小学校３年生で２人、小学校５年生で１人、小学校６年生で１人です。中学生につきましては、過去２年間で熱中症の診断を受けた生徒はいませんでした。合計で小学生７人が熱中症の診断を受けているわけですが、その７人につきましては、全て軽症でございました。

学校で行っている熱中症対策といたしましては、小まめな水分補給、エアコンやスポットクーラーの活用、暑さ指数（WBGT）を用いて、指数が２８以上になれば嚴重注意、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。３１以上になれば運動は原則中止、特別の場合以外は運動を中止するなど、注意をして授業や部活動を行っています。

また、幼稚園、小学校の合同運動会につきましては、この部分につきましては何かしらの対策、新たな対策ということになるかと思っておりますけれども、今年度ですけれども、例年９月開催としておりました合同運動会ですけれども、今年度から６月に変更して合

同運動会を開催しております。

熱中症患者ゼロを目指すということは非常に大切な目標であるというふうに考えています。特段新しい対策ということではなく、従来から行っている規則正しい生活、きちんと朝御飯を食べ、睡眠をしっかりと取り体調管理を行い、小まめな水分補給の重要性を児童生徒及び保護者に対して、学校が発行する保健便りなどを通じて引き続きしっかりと呼びかけていくことが大切であるというふうに考えております。

なお、中学校におきましては、部活動終了後にエアコンの効いた部屋で15分程度クールダウンする時間を設けて、体温を一定下げってから下校するような取組も行っているところでございます。

以上、松岡議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。今聞いておりましたら、非常にきちっとした対応をされて、熱中症にかかっているであろうという人数にも表れているように思います。中学校の子が部活動をした帰りに15分クールダウンというのは非常に大切なことなんで、今からもずっと続けていただきたいなと。どちらにしましても、僕らが子供の頃の暑さと今の暑さは全然違う感じがしますんで、今の子供たちのことを考えて、そういう動きをよろしく、続けていただきたいと思います。

続いて、子供にとっての熱中症というのは、これ僕も初めて聞いてびっくりしたんですけども、熱が上がってるんやから体を冷やしてすればそれで通常に戻るだろうと思っていたんですけども、この頃マスコミでも取り上げられてますけどね、一度熱中症を発症した場合、そのときの一時的なことだけでなく、一度発症すると、将来、白内障になるリスクが発症経験のない人の約4倍高まると。それがまた、60代になると5倍に高まってくるというようなデータが出ているようです。子供たちの将来を考えて、白内障というのは失明原因の世界で第1位らしいんですよね。だから、僕世代の人間も大勢、白内障の手術をしたという話もよく耳にします。今から先を考えると、小学校、中学校のときのあの熱中症やなって子供たちが思わないように、十分に配慮していただきたいと思います。そうやって真剣に考えることが責務であると思いますが、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。松岡議員の御質問にお答えします。

金沢医科大学の佐々木主任教授が2016年から2023年までの間で255万8,000人のレセプトデータを分析され、熱中症発症から5年後に白内障を発症されるリスクが20歳代から上昇を開始し、60歳では最大値の5倍近くになるという発表がされております。

近年の気温上昇、気候の変化などは、学校生活や教育活動に影響を与えています。各

幼稚園、小・中学校では、園児、児童生徒の安心・安全で過ごせる環境ということには細心の注意を払い、日々の教育活動に取り組んでいるところでございます。

神河町の小学校、中学校は、神崎郡内に先駆けて普通教室にエアコンを導入しております。教育環境の整備には非常に重点を置いて取り組んできているところでございます。引き続き熱中症にならないための予防と、その前兆である頭痛や目まいや立ちくらみなどの症状を見過ごさないようにすることなどを幼稚園、小学校、中学校で行っていききたいというふうに考えております。

なお、教頭会、校長会の場で予防や対策についても各校の状況を意見交換する機会とし、よりよい取組があれば、町内の全幼稚園、小・中学校に共有することも引き続き行っていききたいというふうに考えております。

以上、松岡議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 7 番、松岡議員。

○議員（7 番 松岡 宣彦君） 7 番、松岡です。すみません。

今言われたように、いろんな対策をまた余計に考えていただいて、どうぞ子供たちの安全を確保していただきたいと思います。

それと、ちょっと話は熱中症とはあまり関係ないみたいなんですけれども、今言いましたように、白内障の発症が懸念されているということで、白内障は目の水晶体の病気なんです。紫外線も白内障に大きく影響を与えるということで、小学校、中学校の生徒たちに体育の時間やそれから外での部の活動のときにかけられるようにサングラス指定をして、子供たちにサングラスを支給してもらえないかなと、そういうふうに思います。どうでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。松岡議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

紫外線を受けると活性酸素が発生して、目の水晶体の細胞内に含まれるたんぱく質が酸化することで白内障を引き起こすことがあるとされ、紫外線は人の体にとって非常に重要な役割を果たす一方、白内障の発症リスクも懸念されているところでございます。

これまでも医療的にUVカットレンズが必要な児童生徒は在籍しており、眼科医の指導により保護者からの申出がある場合につきましては、透明なUVカットレンズの眼鏡を着用していたこともありました。医学的に医師が必要と認めた場合など、様々な病気にかからないための措置として透明なUVカットレンズの使用について認めていきたいと考えております。しかしながら、現在のところ、サングラスの支給につきましては考えておりません。

以上、松岡議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 7 番、松岡議員。

○議員（7 番 松岡 宣彦君） 7 番、松岡です。透明のUVカットレンズの眼鏡は許可

されるということですが、それがサングラスということになれば、どういうふうにお考えになりますか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。お答えしたいと思います。

私は医療的な知識が特段たけているということではございませんので、この短い時間で調べさせていただきましたけれども、紫外線に有効なものにつきましては、UVカットのレンズ、それはサングラスも含む、透明、色つきということでございました。逆に言いますと、色つきであったら何でもいいというものではなく、きちんとしたUVカットされてるものというふうに理解をしております。そういう面におきまして、これまでも透明のUVカットというものはコンタクトレンズでもありますし、眼鏡でもあります。そういうものを医学的な眼科医の指導によって認めてきたという経過もございますので、引き続きこの透明なレンズについて許可をすることは妥当であるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） ちょっと付け足しで、教育長、入江でございます。サングラスをという提案でございますが、もちろん私どもも運転するときなどはサングラスをかけるわけでございますが、私も課長と一緒に、今回ちょっと勉強させていただいたんですが、やっぱりUV400というレンズをかけないと、UV400になると紫外線を99%カットしますよと。それが300とか200に落ちていくと60%とか落ちるそうなんです、子供たちに提供するとなると、やっぱりそれぐらいのサングラスをきちんと提供しなければいけないだろうと。

それから、一斉に配るとなると、やっぱりそれぞれ顔の大きさ、頭の大きさも違いますし、それから運動するとなると、きちっと固定をしなければいけない。それからボール運動などをすると当たる可能性がありますので危険な部分もあろうかと思えます。そういうふうな部分も含めて、なかなかサングラスの使用については難しいかなと思うんですが、もう少し調べてみますと、何かヨーロッパとか、西洋人とはちょっと古い言い方ですけど、割合サングラスをかけておられるんですけど、かっこええなという感じでつけておられるんですが、ヨーロッパの方は目の色が青かったり、違いますよね。あの色は結構紫外線が入ってくるらしいですね。日本人は黒か茶、それから瞳孔も非常にちっちゃいので、紫外線に対してはヨーロッパとかアメリカとかの人に比べると紫外線が入ってくる量は少ないというようなことも、ちょっと調べていくと分かってまいりました。それで安全かと言われると、そうではないかもしれないんですが、ただ、子供たちにはしっかり、とにかく熱中症には気をつける、それから紫外線の強さもしっかり養護教諭等を通して子供たちにも伝えて、ただ、帽子などもかぶっておりますので、その辺でしっかりカバーしていくということも考えて、今後も指導なり、それから見守りをし

っかりやっていきたいなと思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 7 番、松岡議員。

○議員（7 番 松岡 宣彦君） 7 番、松岡です。このサングラスの使用について、僕が思いついたのは、実は今年、東洋大学附属の姫路高校、東洋大姫路の野球部が非常に強くて、県大会で優勝し、それから近畿大会でも優勝し、神宮へ行ってベスト 4 まで進みます。たまたま私、ベスト 4 に進んだときの試合をテレビで見たんですけども、相手のチームが横浜高校でした。非常に惜しい試合でしたけどね。その横浜高校の選手たちが全員サングラスかけてたんですよ。

これ、私の記憶間違いなのか、昔、高野連にそういった申請をしたときに、まだまだ日本の中ではサングラスをすることについて不良的な考えがあるというような内容で、高野連は認めへんかったっていうニュースを聞いた覚えがあるような、私の記憶間違いかもしれへんのですが、それがあったもんですから、横浜高校の選手たちを見たときに、非常に違和感を感じたんですね。

しかし、プロ野球の選手なんかについては、もう普通にデーゲームのときにはサングラスもかけてますし、金額的には非常に高いサングラスなんでしょうけれども、まぶしさが軽減されて野球もしやすいんでしょうけども、高野連に一番最初に申し込んだ、許可を申請した学校は、子供の目を守るためっていうような内容やったと思うんです。

これを町が認めて、体操服と同じようにサングラスを支給したというような自治体は、僕はまだないと思うんですね。それも併せての話なんですけども、そこまで細かく実は調べてはないんですけども、兵庫県内、それから全国的に見て、それを認めて支給までこぎ着けたというような自治体があるかないか一度調べていただいて、もしないのであれば、これは子育て支援にも大きく関係してくると思うんで、教育課だけでなく、健康福祉課であるとか、いろんな課も一緒になって、全国で一番最初にそういったことをやったんだと。非常に言いにくい悲しい話ですけど、生徒の数も少ないですし、大都市になれば、なかなか支給するというのは予算的にも非常にきつところあるんでしょうけども、まだまだ少ないんで、そういうことを全国で一番最初にやったら、何かこの神戸町がトップでやったんだというような政策も、僕は非常に大切なんじゃないかなというふうに思うんですね。だからこれ、今は何か突拍子もない話をしているようではありますが、サングラス的なものも改善されて、今から 10 年後には、もう外へ出るにはサングラスかけるのが普通やでっていう時代が来ると思います。そのときに、いや、うちはもう早くからこうしてるというふうな町の動きを取っていただきたいなというの一番に思うところです。そういうことについて町長、どうですかね。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） サングラスの件でございます。恐らく兵庫県においては、まだないのではないかなと。確認はしておりませんが、ただ、教育委員会のほうで県の教育事務所のほうに問合せもされたようでありますけども、そういうところがあるような、

そういう状況ではないようには、私は聞いているところでございますけども、10年後どうなってるか分からないということであります。全てが10年後どういう状況になってるかというのは、本当に今は当たり前でないことが当たり前になっていることはたくさんあるかと思っておりますし、そういうことも含めて、一度全国的にも実態調査をさせていただいた上で、また今後について方向性は定めていかなければいけない、このように思うところであります。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。松岡議員の質問ですけども、本当に町内の子供のことを思っの御質問というふうに受け止めさせていただきました。ありがとうございます。

県内でサングラスを配る、認めるというところはございませんでした。しかし、山形県、長井市立伊佐沢小学校というところが、2015年ですけれども、これ恐らく校区内やと思いますが、有限会社の眼鏡屋さんの会社があるんですけれども、その店長さんがスポーツグラスプロアドバイザー、スポーツグラスのプロアドバイザーの資格を持っておられて、その店長さんの提案で小学校の生徒に提供されたという事例があったようです。それ1件だけは確認しております。それ以外につきましては、国内では、今のところ確認しておりません。

一方、世界に目を向けますと、実はオーストラリアですけれども、シドニーとニューサウスウェールズ州ですけれども、2007年に公立中学校でサングラスの義務化などをされているようです。ひょっとしたら、いずれそういうことも日本では起こるのかなということも考えられますけども、今のところは保健指導であったり、自分でやはり熱中症にならないであったり、白内障にならないであったり、紫外線から身を守るという、自分で予防的な力を身につけるところに力点を置いて教育のほうを進めたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。そしたら、子供がサングラスをかけて、UVカットのね、通学するという生徒が現れたときには、どういう指導をされますかね。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。それぞれ個別の事情があると思います。まず、なぜかけたのかというところを児童生徒であったり、その保護者から聞き取るところから始まるのかなと思います。その状況によって、その後の対応が変わってくるのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。実は私、4人の孫がおりまして、そのうちに変わった孫が1人おりましてね、小学校2年生なんですけれども、おじいちゃん、遠足行くねんって、このあれで送ってくるんですけどね、サングラスをかけて行きよる

んですね。それで、えっ、何やおまえ、サングラスかって言うたら、だってまぶしいんだもんって言うんですよ。学校でどないって言われたんか不思議で、帰ってきて、どうやったって。先生がかっこいいねって一言だけで終わったっていう話でね。だから、孫は大満足してましたけどね。そういうときにも、それぐらいの対処でしていただいたほうがいいかなと。独自に予防するなら、そういうことをまた学校のほうで言ってあげてもらいたいのと、それとまた、町長の意見の中で、今からまた前向きにというお言葉もいただいたんで、ぜひとも10年後を見据えて、子供の将来を考えてやっていただきたいなと思います。以上です。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） すみません、補足をさせていただきます。

先ほど、松岡議員のほうから、私、前向きに検討するという発言があったんですが、私としては、前向きにというよりも、今、教育課のほうで状況は把握してるようでございますので、まず兵庫県の教育委員会の見解も含めて、どういう対応をすればよいのか、そういうところを検討をさせていただくというところで御理解いただきたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。早とちりで、えらい申し訳ありませんでした。ぜひとも、そういうお言葉をまたいただけるように頑張っていたきたいと思います。

では、ありがとうございました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で松岡宣彦議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。明日から12月17日まで休会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、明日から12月17日まで休会と決定しました。

次の本会議は、12月18日午前9時再開とします。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後2時32分散会
